資料１

北広島市 総合計画(第6次)

素案

序論	ﾍﾟｰｼﾞ
1　計画策定の趣旨	1
2　時代の潮流	2
3　計画の概要	5

基本構想	ﾍﾟｰｼﾞ
1　まちづくりのテーマ	6
2　めざす都市像	6
3　基本目標	7
4　施策体系	8

基本計画
(分野別計画)

第1章　ともに歩み笑顔が輝くまち	ﾍﾟｰｼﾞ
1　子育て支援の充実	9
2　高齢者福祉・介護の充実	13
3　障がい福祉の充実	15
4　地域福祉の充実	17
5　健康づくり・地域医療の充実	19

第2章　学び合い心を育むまち	ﾍﾟｰｼﾞ
1　学校教育活動の充実	21
2　学校教育環境の整備	23
3　安心して学べる体制の充実	25
4　社会教育の充実	27
5　スポーツの振興	29
6　芸術文化の振興	31
7　歴史の継承と創造	33
8　読書活動の充実	35

第3章　だれもが安全に暮らせるまち	ﾍﾟｰｼﾞ
1　防災対策・災害復興の推進	37
2　消防・救急体制の充実	41
3　交通安全・防犯対策・消費者保護の推進	43
4　平和・人権尊重社会・男女共同参画の推進	45

第4章　住みよい環境にかこまれたまち	ﾍﾟｰｼﾞ
1　都市機能の整備	47
2　居住環境の充実	49
3　公共交通の充実	51
4　道路環境の充実	53
5　水の供給・下水処理の充実	55
6　環境保全の推進	57
7　ごみ対策の推進	59
8　緑の充実	61

第5章　活力みなぎる産業と交流のまち	ﾍﾟｰｼﾞ
1　農業の振興	63
2　工業の振興・企業誘致	65
3　商業の振興	67
4　雇用と就業環境の充実	69
5　観光の振興・シティセールスの推進	71
6　交流・多文化共生の推進	73

第6章　つながり成長するまち	ﾍﾟｰｼﾞ
1　市民参加・協働の推進	75
2　産学官連携の推進	77
3　行財政運営の推進	79

施策体系図(詳細)	81

■ 序　論

1　計画策定の趣旨

本市は、昭和 45 年度(1970 年度)に最初の総合計画となる「広島町総合開発計画」を策定して以来、「自然と創造の調和した豊かな都市」をめざして今日までまちづくりを進めてきました。

平成 23 年度(2011 年度)から令和 2 年度(2020 年度)までを計画期間とする北広島市総合計画(第 5 次)では、めざす都市像を「希望都市」「交流都市」「成長都市」と定め、本市の特性を生かした活力ある都市づくりを計画的に進めてきました。

現在、我が国の社会経済情勢は、人口減少や少子高齢化の進行、人工知能を始めとした技術革新の進展、自然災害に対する安全意識の高揚など、あらゆる価値観などが目まぐるしく変化おり、地方自治体においても、経済環境の変化や地方分権改革、地方創生の更なる推進など大きな転換期にあり、これまで以上に地域の自主性や自立性が強く求められています。

令和 3 年度(2021 年度)からスタートするこの総合計画は、時代の潮流を見極め、複雑化・多様化する市民ニーズを的確に把握し、より政策効果を高めた事業展開が図られるよう、めざす将来像を明らかにするとともに、その実現に向けたまちづくりの指針となるものです。

なお、この計画の策定に当たっては、以下の点に留意しています。

(1) 社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる計画

人口減少、少子高齢化の進行、技術革新、災害への対応、環境問題など社会経済情勢が大きく変化しています。また、令和 5 年(2023 年)には、北海道及び本市に新たな価値と機会をもたらすボールパークが開業予定であることから、これらの変化に柔軟に対応できる計画とします。

(2)　市民参加の推進

計画の企画・立案など、計画策定の各段階から多様な市民参加の手法を取り入れるなど、広く市民に開かれた、市民との協働による計画とします。

(3)　施策の重点化

まちづくりの最上位計画として、政策・施策全般を掲げる総花的な計画とならないよう、重点的に取り組む施策を明確にした計画とします。

(4)　目標値の設定

計画実施の成果を分かりやすく検証し、進行管理ができるよう、出来る限り定量的な指標を用いた目標を設定します。

2　時代の潮流

(1) 人口減少、少子高齢化の進行

我が国では、少子高齢化の急速な進行などにより、平成 20 年(2008 年)をピークに総人口が減少に転じています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、令和 45 年(2053 年)には日本の総人口は 1 億人を下回ると推計されています。

人口構成も変化し、平成 9 年(1997 年)には 65 歳以上の老年人口が 15 歳未満の年少人口の割合を上回り、平成 29 年(2017 年)には 3,515 万人(総人口に占める割合は 27.7%)と増加しています。他方、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は、平成 29 年の 7,596 万人(総人口に占める割合は 60.0%)が、令和 22 年(2040 年)には 5,978 万人(53.9%)まで減少することが推計されています。

少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少により、働き手不足、経済規模の縮小、医療・介護費の増大、財政の危機、基礎的自治体の担い手の減少など様々な社会的・経済的な課題が深刻化することとなります。

将来にわたって自立したまちづくりを進めるためには、人口減少という現状を直視し、その克服に向けた対策を先送りすることなく、人口減少問題に対する認識を地域で共有し、共に知恵を出し合い、一体となってこの難局に立ち向かっていかなければなりません。

(2) 生活環境の変化、働き方の多様化

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実に直面しています。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、生産性の向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できるよう、働く人達の個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できる環境をつくることが必要です。

働く人達の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することで、働く人一人一人がより良い将来展望を持てるようにすることをめざしていく必要があります。

「働き過ぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」を実現するような取組が求められています。

(3) 地域の安全・安心の確保

近年、集中豪雨、暴風雪や大規模地震など、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害が頻発しています。これらの災害は、人知を超えた猛威をふるい人々の生命・財産を脅かしています。自然災害の発生を未然に防ぐことは不可能ですが、効果的な災害対策を講じるとともに、市民一人一人の防災意識を高めることによって、被害を少しでも軽減できるよう、防災体制の強化を図っていく必要があります。

我が国の刑法犯認知件数は、平成 14 年(2002 年)に戦後最多となって以降、毎年減少していますが、世間を震撼させるような凶悪犯罪や特殊詐欺、薬物犯罪など犯罪が多様化・複雑化しています。

また、我が国の交通事故による死亡者数は、平成4年(1992年)以降減少傾向にありますが、いまだに交通事故による死傷者数が60万人を超え、交通事故件数は依然として高い状態で推移しており、事故そのものを減少させることが求められています。

地域の安全・安心を確保するために、市民、関係機関、行政などが情報を共有し合い、それぞれの役割を認識しながら、相互に連携して対策に取り組んでいかなければなりません。

(4) 環境の保全

平成 30 年(2018 年)に国が策定した第 5 次環境基本計画では、地域資源を持続可能な形で最大限活用しつつ、地域間で補完し支え合うことで、人口減少や少子高齢化の下でも環境・経済・社会の統合的向上を図りつつ、新たな成長につなげようとする「地域循環共生圏」の概念が提示されました。

「地域循環共生圏」とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指すものであり、平成 27 年(2015 年)9 月に国連総会で採択された持続可能な開発目標(ＳＤＧｓ)及び同年 12 月に採択されたパリ協定という国際動向も踏まえた課題解決の考え方だと言えます。

近年、環境問題の性質は大きく変容し、気候変動やプラスチックごみによる海洋汚染など、地球規模の危機であると同時に地域課題とも密接に関わる問題が生じています。これらの問題は一人一人が影響を受けるとともに、その原因者ともなっているため、市民、企業、行政が一体となって環境で地方を元気にするとともに、持続可能な循環共生型の社会の構築に向けた取組を推進していく必要があります。

(5) 社会資本の維持管理

国民生活やあらゆる社会経済活動は、道路・鉄道等の産業基盤や上下水道・公園・学校等の生活基盤、治山治水といった国土保全のための基盤、その他の国土、都市や農山村を形成する社会資本(インフラ)によって支えられています。我が国では、高度経済成長期に社会資本が集中的に整備され、建設から長期間経過していることから、今後急速に老朽化が進行すると想定され、維持管理費の増大が見込まれます。維持管理費不足により、適切な維持管理が行われないことになれば、社会資本の機能不全により、人々の生活に影響を及ぼすおそれや、老朽化による事故や災害等を引き起こす可能性が懸念されます。

地域の安全・安心を支えるという社会資本の最も重要な役割を果たすためには、老朽化した社会資本を効率的かつ適切に維持管理することが求められます。

今後の社会資本の維持管理に当たっては、人口減少、少子高齢化、環境問題やエネルギー制約といった社会情勢の中で、求められる機能や地域ニーズも時代とともに変化していくことを前提に行わなければなりません。厳しい財政状況の中、時代の要請に合った適切な社会資本の維持管理を行っていくためには、老朽化の程度やコストを把握するとともに、今後の需要を把握し、計画的・効果的に行っていく必要があります。

(6) 情報通信技術の急速な進化

世界を取り巻く環境は大きな変革期にあるといえます。経済発展が進む中、人々の生活は便利で豊かになり、エネルギーや食料の需要が増加し、寿命が延び、高齢化が進んでいます。また、経済のグローバル化が進み、国際間競争の激化、富の集中や地域間の格差といった課題も生じてきています。

世界が大きく変化する一方で、ＩｏＴ(Ｉｎｔｅｒｎｅｔ ｏｆ Ｔｈｉｎｇｓ：モノのインターネット)、ロボット、人工知能(ＡＩ)、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術が進展しており(第４次産業革命)、これらの技術革新をあらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、様々な社会課題の解決を図れるよう、我が国では、狩猟・農耕・工業・情報に続く「第５の社会」を意味するＳｏｃｉｅｔｙ 5.0の実現をめざしています。

Ｓｏｃｉｅｔｙ 5.0で実現する社会は、ＩｏＴで全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服することを想定しており、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合あえる社会、一人一人が快適で活躍できる持続可能な地域社会となることが期待されています。

※「Ｓｏｃｉｅｔｙ 5.0」とは

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のことです。狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、新たな社会を指すもので、第５期科学技術基本計画においてめざすべき未来社会の姿として初めて提唱されました。

3　計画の概要

(1) 計画の名称

この計画の名称は、「北広島市総合計画(第 6 次)」とします。

(2) 計画の構成と期間

①　基本構想　＜計画期間：10 年＞

基本構想は、市の将来像とそれを実現する基本的方向を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営の指針となるものです。

計画期間は、令和 3 年度(2021 年度)から令和 12 年度(2030 年度)までの 10 年とします。

②　基本計画　＜計画期間：前期 5 年、後期 5 年＞

基本構想に掲げるめざす都市像の方向性などに基づき、基本構想の実現に向けた政策・施策を体系的に示すものです。社会情勢の変化などに応じて柔軟に対応できる計画とします。

計画期間は、次のとおりとします。

前期 5 年：令和 3 年度(2021 年度)から令和 7 年度(2025 年度)まで

後期 5 年：令和 8 年度(2026 年度)から令和 12 年度(2030 年度)まで

③　推進計画　＜計画期間：3 年＞

基本構想及び基本計画に基づき、目標達成に向けた具体的な事業を示すものです。

計画期間は 3 年間とし、ローリング方式により毎年度見直しを行い、予算編成に反映させることとします。

※　ローリング方式…推進計画の内容と実績のずれを埋めることや社会経済情勢等の変化に合わせて見直すなど部分的な修正を定期的に行う手法です。

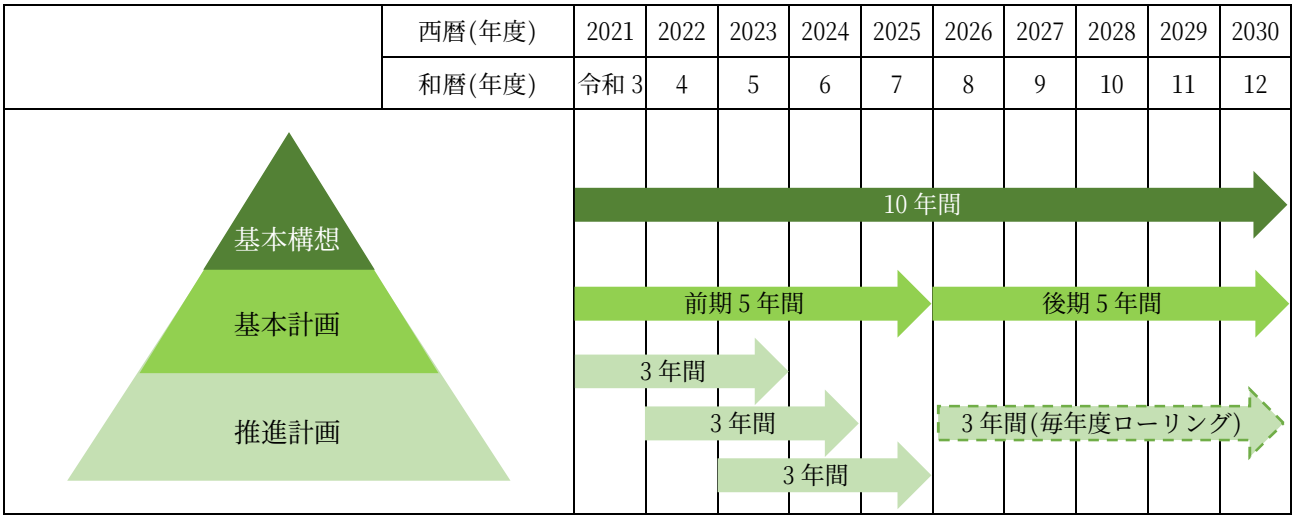

■ 基本構想

1 まちづくりのテーマ

自然と創造の調和した豊かな都市

本市は、昭和 45 年度(1970 年度)に広島町総合開発計画を策定して以来、**「自然と創造の調和した豊かな都市」**をまちづくりのテーマに掲げ、自然に囲まれた美しいまちなみの中に、市民が住みよさを実感しながら、いきいきと活動するまちをめざしてきました。

これからも、このテーマを継承し、「豊かな自然」、「利便性の高い都市機能」、「交通の要衝」などといった本市の個性を生かし、快適な生活環境の形成に努めるとともに、将来にわたって着実に成長する魅力あるまちづくりを進めていきます。

2 めざす都市像

将来にわたるまちづくりのテーマ「自然と創造の調和した豊かな都市」の実現に向けて、今後 10 年間の計画期間においてめざす都市像を、次のとおり設定します。

希望都市	**だれもが希望を持って、輝けるまち**
	子どもからお年寄りまで多世代の方々が趣味、仕事、家族、友人などそれぞれの楽しみや喜びを持った生活を営み、すべての市民が希望を持ち、人が輝くまちをめざします。
交流都市	**多様な交流が生まれ、にぎわいと活力にあふれるまち**
	観光、産業、教育、スポーツ、文化芸術などあらゆる分野において、国内外を問わず、多くの人々が行き交い、市民との多様な交流を創出することにより、にぎわいと活力にあふれるまちをめざします。
成長都市	**未来に向かって、着実に成長するまち**
	緑豊かな充実した生活環境を維持・向上させるとともに、本市の歴史や様々な魅力に市民が誇りと愛着を持てるまちづくりを実践し、未来に向かって、着実に成長するまちをめざします。

3　基本目標

めざす都市像の実現に向けて、まちづくりの基本目標を設定し、分野別の施策を推進します。

基本目標(1)　ともに歩み笑顔が輝くまち

世代を超えて手を取り合い、ともに歩みながら、安心して子どもを産み育て、だれもが健康でいきいきと生活できる環境のあるまちをつくります。

基本目標(2)　学び合い心を育むまち

生きる力や豊かな心を育む教育が実践され、市民同士の学びを通じたコミュニティが形成され、身近にスポーツや文化とふれあうことができるまちをつくります。

基本目標(3)　だれもが安全に暮らせるまち

災害に強く、安全・安心な生活が確保されるとともに、すべての市民が平等で、お互いに尊重し協力し合う暮らしやすいまちをつくります。

基本目標(4)　住みよい環境にかこまれたまち

快適な生活を支える都市基盤を整備するとともに、豊かな自然環境の中で持続可能な暮らしができるまちをつくります。

基本目標(5)　活力みなぎる産業と交流のまち

力強い産業活動が展開され、働く人々が充実し、多くの人々が笑顔で交流し合うまちをつくります。

基本目標(6)　つながり成長するまち

広域的な連携や市民との協働による魅力あるまちづくりを実践し、だれもが地域に誇りや愛着を持って成長を実感できるまちをつくります。

4 施策体系

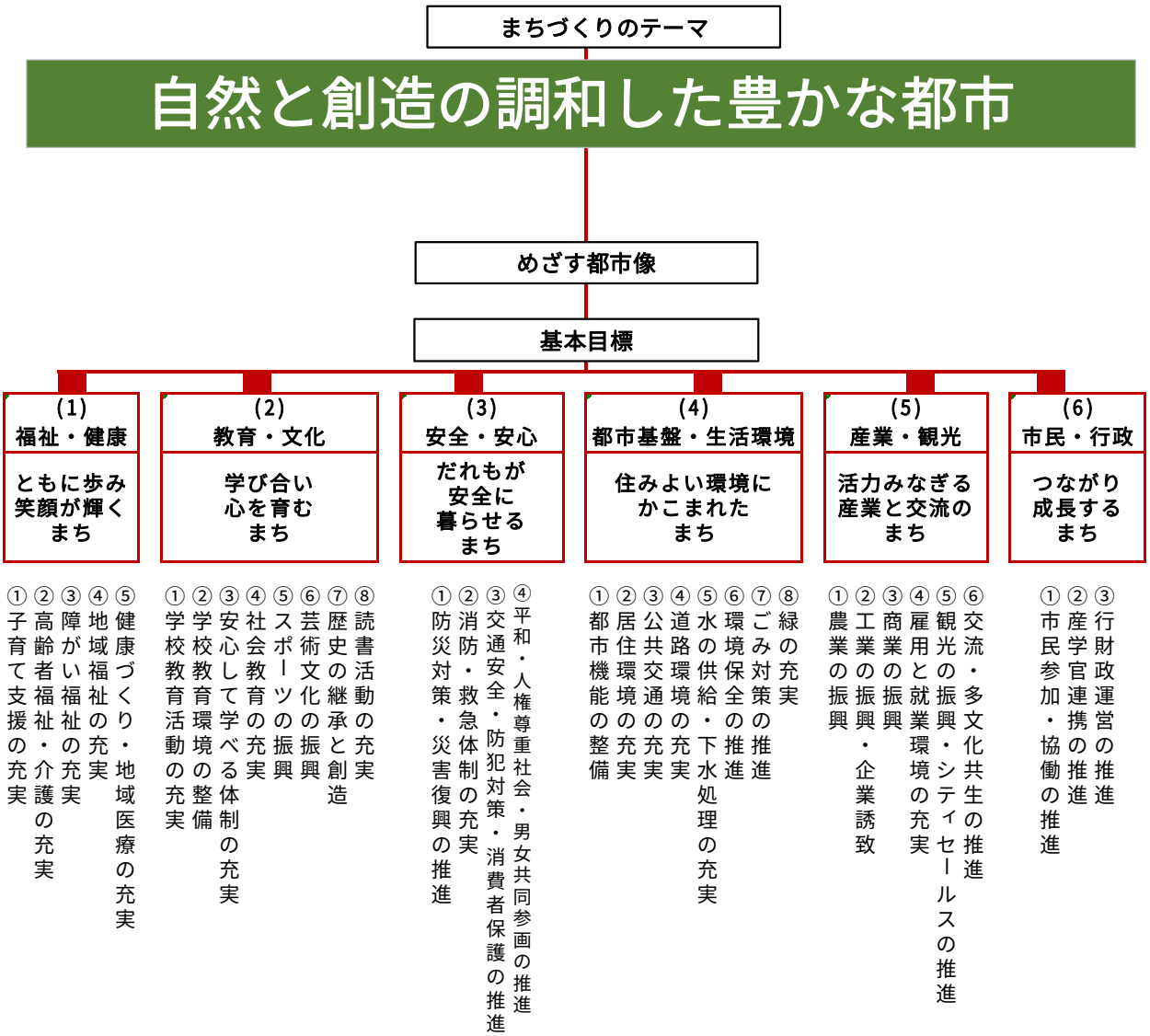

都市像の実現に向けた包括的かつ戦略的な取組の方向性
(ボールパーク構想から波及する新たな価値の創造)

第１節　子育て支援の充実

現 況 と 課 題

社会構造の変化や地域コミュニティの希薄化等により、孤立感を抱く子育て世代への包括的な支援が求められています。次世代を担う子どもたちが心豊かで健康に育つよう、安心して出産・子育てができる環境づくりを妊娠期から継続して推進する必要があります。

共働き世帯の増加等に伴い、子どもを低年齢(0～2 歳)の頃から保育施設等へ預ける世帯が増加しています。保育需要を適切に把握し、利用定員の適正化に努めるとともに、保育士の確保に向けた取組を進め、確実な受入れ体制を整備する必要があります。

また、学童クラブへの入所需要も高まっています。施設の確保・運営に当たっては、学校施設や児童館の活用等について、検討する必要があります。

子育て世代への支援の窓口や子どもたちの安全な遊び場として、また、中学生や高校生を含めた身近な居場所としての機能を併せ持つ児童館について、各地域への整備が求められています。

児童虐待相談対応件数は、全国的に増加が続いており、子どもに対する虐待への迅速な対応や未然の防止に向けた関係機関との連携、相談体制の強化を進める必要があります。

子どもの権利条例があるまちとして、子どもが夢と希望を持ち、幸せに暮らせるまちをめざし、子どもの権利の普及に努めるとともに、各施策を進める必要があります。

子どもの貧困問題が深刻化しており、生まれ育った環境により子どもの将来が左右されることがないよう、貧困対策への取組が求められています。

発達の遅れや偏り、障がいのある子どもへの支援については、ニーズに応じた相談や支援の充実とともに、発達の遅れや障がいのある子どもだけでなく、発達が気になる段階から、子どもと家族が適切な相談や支援を受けることができるよう、関係機関との連携により早期からの専門的な発達支援を推進する体制を整備する必要があります。

基 本 的 方 向

■安心して妊娠、出産、子育てができる環境の充実を図ります。
■子育て世代が住み続けたいまちの実現をめざし、子育て支援の充実を図ります。
■保育の受け皿拡大や保育士確保に向けた取組を推進するとともに、病児保育の導入について検討します。また、学童クラブの規模の適正化を推進します。
■幼児教育・保育施設及び学童クラブの老朽化対策や安全対策を推進し、市民ニーズに合った機能の充実を図ります。
■児童館の整備について検討を進めるとともに、地域における子どもの活動拠点の充実を図ります。
■児童虐待の未然防止や迅速な対応を図るため、相談体制の強化や関係機関との連携強化を推進します。
■子どもの権利について、生まれながらにある４つの権利「安心して生きる権利」「守り守られる権利」「健やかに育つ権利」「参加する権利」の普及と取組を推進します。
■子どもの貧困対策に取り組むとともに、ひとり親家庭の自立促進に向けた支援を推進します。
■発達が気になる子どもや、障がいのある子どもに対する発達支援や家族への支援の充実を図るとともに、地域の支援力の向上を含めた支援体制を推進します。

施 策

1　子育て支援・子育て環境の充実

●妊娠、出産、子育てに関する情報提供や保健相談のほか、乳幼児の健康診査等を実施し、子どもの健やかな成長と母子保健を推進します。
●妊娠期から子育て期まで切れ目ない子育て支援を行うため、子育て世代包括支援センターによる活動を推進します。
●利用者ニーズに対応した地域子育て支援センターの活動を進めます。
●児童館の未整備地区における児童館の整備について検討を進めます。
●子どもの居場所の確保を図るため、幅広い年齢の子どもが児童館を利用しやすい機能の拡充を検討するとともに、施設の安全確保を推進します。

2　幼児教育・保育、学童クラブの「量」の確保と「質」の向上

●待機児童ゼロをめざし、民間保育施設等とも連携して保育の定員拡大を図るとともに、保育士確保に向けた取組を進めます。
●保育士等の実践力・組織力を高めるため、保育士等の施設内外の研修会への参加を促進し、子どもの基礎力を培う幼児教育・保育の「質」の向上を図ります。
●公立保育園の役割や適正配置について、施設の老朽化対策等と併せた検討を進めます。
●医療機関や保育所などにおける病児保育の導入について検討を進めます。
●学童クラブによる育成支援を適切に行うため、施設の拡充や集団規模の適正化を図るほか、放課後児童支援員の研修機会の充実等により「質」の向上に向けた取組を推進します。また、学童クラブの運営内容など今後の在り方について検討します。
●幼児教育・保育施設及び学童クラブにおける熱中症対策や衛生管理、不審者対策等の安全確保に向けた取組を推進します。

3　子どもの権利擁護の推進

●子ども家庭総合支援拠点を設置し、子どもの権利擁護に関する相談体制及び対応機能の強化を図ります。
●要保護児童対策地域協議会を通じ関係機関と密接に連携し、児童虐待の未然防止や迅速な対応の強化を行います。
●子どもの権利条例について、普及を図るとともに、子どもの社会への参加や権利侵害への対応等子どもの権利に関する各種取組を推進します。

4　子どもの貧困対策の推進

●生まれ育った家庭の経済状況等にかかわらず、子どもたちが未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすための取組を推進します。

5　ひとり親家庭への支援

●ひとり親家庭の自立促進と子どもの健全な成長を推進するため、就業・就職支援や生活支援等、総合的な支援を行います。

6　発達が気になる段階からの支援

●子どもの発達が気になる段階から、その子どもと家族が、安心して適切な相談や支援を受けることができるよう、体制づくりを推進します。

●発達の遅れや偏り、障がいのある子どもの健やかな成長と家族のニーズに応じた専門的な相談や支援、早期からの発達支援を行います。

●幼児教育・保育施設等への訪問相談の実施や研修会等の開催により、特別な支援を必要とする子どもが健やかに育つことができるよう、地域全体としての子どもの支援力の向上に向けた取組を推進します。

成果指標	現状値	目標値
検討中		

第２節　高齢者福祉・介護の充実

現 況 と 課 題

高齢化が急速に進展する中、高齢者自身が地域において、自らの豊富な知識や経験を生かして積極的な役割を果たしながら、生きがいを見出し安心して暮らしていける社会を確立していくことが求められています。

住み慣れた地域で安心した生活を継続できるよう、個別の高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を深化させるとともに、介護サービスを充実し、利用者のニーズに応えていく必要があります。

生活習慣病の発症や重症化の予防を徹底するなど、介護予防、認知症予防との一体的な取組が重要となっています。

認知症対策については、発症予防やかかりつけ医との連携などにより、早期の発見と対応に努めるとともに、認知症の方の社会参加と市民の理解を一層深め、地域の支え合い体制づくりを推進していく必要があります。

成年後見制度については、利用者数が増加傾向にあり、判断能力が低下した高齢者の権利や財産を守るための支援が必要となっています。

基 本 的 方 向

■高齢者が住み慣れた地域でこれまで培った知識と経験を生かし、地域において社会参加がしやすく、地域を支える担い手として活躍できる環境の充実を図ります。

■高齢者が自立した生活を続けるため、介護予防事業を積極的に推進します。

■高齢者の自立支援、重度化防止に向けた支援の強化や医療と介護の連携へ向けた取組を推進します。

■介護が必要となっても、住み慣れた自宅で日常生活を送ることができるよう、介護サービスの充実を図るとともに、介護人材の確保と資質向上に向けた取組を推進します。

■地域共生社会を実現するため、だれもが地域全体で支え合う体制づくりを進めます。

■一人暮らしの高齢者が安心して暮らすことができるよう、関係機関などとの連携による見守り活動を推進します。

■高齢者への虐待の防止を図るため、介護や認知症に対する正しい知識の普及や虐待の早期発見など権利擁護を推進します。

施 策

1　社会参加の促進

●高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って豊かな生活を送ることができるよう、ボランティア活動など社会参加の促進を図ります。

2　介護予防と自立の支援

●高齢になっても健康で安心して在宅生活を送ることができるよう、在宅での支援サービスの充実を図り、自立した生活への支援を推進します。
●介護予防の必要性を周知し理解を深めるとともに、疾病等の発症予防に向けた保健指導等の強化を図ります。

3　介護サービスの充実

●介護事業者との連携により、より質の高い介護サービスを提供する体制を推進します。
●住み慣れた地域で適切な介護サービスが受けられるよう、介護人材の確保に向けた取組を推進します。

4　地域生活支援の充実

●高齢者の生きがいづくりや介護予防、閉じこもり予防など、ボランティア団体等が自主的に行う多様な活動を支援します。
●生活支援コーディネーターを中心として、地域における資源や課題を把握し、課題解決に向けた支援を行います。
●認知症の方とその家族を支援するための取組を推進します。
●認知症高齢者等を虐待や消費者被害などから守るため、成年後見センターの活動を推進します。
●高齢者の虐待防止に向け、市民や関係機関に対して、虐待の早期発見や見守りの方法など知識の普及啓発等を図るとともに、関係機関との支援ネットワークの運営を推進します。

成果指標	現状値	目標値
検討中		

第３節　障がい福祉の充実

現 況 と 課 題

障がい者が地域で安心して暮らせる社会を構築するため、障がいのある人もない人も互いに尊重し合う共生社会の実現が求められています。希望する地域での暮らしの実現、活動が保障され、障がい者の自立と社会参加を促進するため、地域生活支援や就労支援など、必要な障がい福祉サービス等の充実が求められているとともに、それらのサービスを適切に提供するため、総合的かつ横断的な相談支援体制の更なる充実が求められています。

障がいの種類等は多岐にわたり、地域生活に必要なサービスも多様化していることから、あらゆる障がい特性に対応できる社会資源を確保することが求められています。

また、障がい者の高齢化に伴い、成年後見制度をはじめとする障がい者の権利や財産を守るための支援の充実が必要となっています。

基 本 的 方 向

■障がいへの理解を深めるための啓発や交流機会の充実を図ります。

■障がい者が地域で自立した生活を実現し、社会参加を促進するため、地域生活における必要な各種サービスを提供するとともに、就労を支援します。

■ノーマライゼーションの社会づくりを推進するため、あらゆる悩みや相談に対応する相談体制の充実を図ります。

■あらゆる障がい特性に対応した社会資源の整備を図ります。

■成年後見制度の活用や障がい者への虐待の防止など、障がい者の権利擁護を推進します。

施 策

1　地域生活支援体制の充実

●障がいの状況に応じたサービスを選択、利用できるよう、関係機関との連携や社会資源の確保を図り、きめ細やかなサービスを提供します。
●障がいのある人が地域で安心して暮らすために、相談に対して的確に対応できる総合的な相談支援体制の充実を図ります。
●災害発生時において、障がい特性に配慮した支援体制づくりを推進します。
●質の高い充実したサービス提供のため、福祉人材の確保に向けた取組を推進します。
●障がい者自立支援協議会を活用し、障がい者の地域生活における課題の整理と解決に向けた取組を推進します。
●障がい者の権利擁護を推進するため、関係機関との連携を図ります。
●障がい者の虐待防止に向け、関係機関と連携し、継続的な研修を重ねるとともに、市民に対して虐待防止に関する知識の普及を図ります。
●障がいを理由とする差別の解消に向け、周知・啓発活動を継続して行います。

2　社会参加の促進

●障がいの有無にかかわらず、全ての市民が相互に理解を深めるための啓発活動や交流活動の実施を促進し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会づくりを推進します。
●ライフサイクルに応じた切れ目のない一貫した支援となるよう、関係機関との連携及び情報共有を推進します。
●障がい者が自立した生活を過ごせるよう、就労促進のための必要な訓練や活動の場を提供し、就労機会の拡大を図るとともに、各関係機関と連携した雇用の場の確保を推進します。
●障がい者の社会参加を促進するため、様々な機会の提供や意思疎通の支援体制の確保を推進するとともに、安全に外出できるよう支援の充実を図ります。

成果指標	現状値	目標値
検討中		

第４節　地域福祉の充実

現 況 と 課 題

本格的な人口減少社会を迎え、社会環境が大きく変化する中で、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、共に支え合う地域社会の形成が求められています。

身近な生活課題に対応していくためには、行政サービスだけでなく、民間事業者や市民団体、ボランティアやＮＰＯ、地域住民など広範な地域福祉活動の担い手との連携・協力が必要となっています。

福祉サービスの適切な利用に向けては、福祉に関する包括的な相談を受ける体制の充実が必要となります。

近年の地域活動の多様化などに伴い、地域福祉活動を担う社会福祉協議会や民生委員児童委員などの役割が重要となっており、体制の強化や連携を深めていく必要があります。

高齢者や障がい者など災害時に支援が必要な方を見逃さないようにするため、避難行動要支援者の把握と支援体制の充実が求められています。

生活に困窮し支援が必要な方は、健康、就労や家族関係など複合的な課題を抱えている場合も多く、自立促進に向けた支援体制の充実が必要となっています。

重度の心身障がい者や子育て世代に対する医療面での経済的負担を軽減する医療費助成は、継続して実施する必要があります。

基 本 的 方 向

■地域福祉を支え、様々なサービスを提供する社会資源ネットワークを構築し、地域福祉活動の促進や連携を図ります。

■多様化する市民ニーズの把握に努め、保健、福祉、医療の連携により様々な悩みや問題を受け止める相談体制や情報提供の充実を図ります。

■地域で活動する団体等との連携により要配慮者のうち避難行動要支援者の把握に努め、災害時に支援の必要な方を支援できる体制づくりを推進します。

■生活に困窮している方が各種の支援制度とつながり、自立し安定した生活ができるよう相談・支援体制の充実を図ります。

■保護が必要な方に対し、生活保護制度により生活を保障し、就労支援等の自立に向けた支援を推進します。

■重度心身障がい者やひとり親家庭等の医療にかかる経済的な負担の軽減を図ります。

■子どもの疾病の早期受診、医療面からの子育て支援として、子どもの医療にかかる経済的負担の軽減を図ります。

施 策

1　地域福祉推進体制の充実

●社会福祉協議会、民生委員児童委員や地区社会福祉委員など地域福祉活動を行う方々との連携を強化し、地域の支援ネットワークづくりを推進します。
●地域福祉活動の担い手であるボランティア人材の発掘及び育成を進めます。
●避難行動要支援プランに基づき、災害時の避難行動要支援者の支援体制づくりを推進します。
●高齢者・障がい者などが抱える問題を受け止め、適切な解決と住みやすい地域づくりを推進するため、総合的な相談体制の充実や関係機関との連携を図ります。

2　生活困窮者への支援体制の充実

●生活困窮者自立支援法に基づく各事業を行うことにより、生活に困窮している方への支援体制づくりを推進し、各種支援制度の活用や生活相談等を通じ、自立の支援を図ります。
●生活保護制度の適正な実施を図るとともに、就労支援等を行うことにより被保護世帯の社会的な自立に向けて支援します。

3　医療援護の推進

●経済的負担の軽減を図るため、子どもやひとり親家庭等、重度心身障がい者の医療費助成を行います。

成果指標	現状値	目標値
検討中		

第５節　健康づくり・地域医療の充実

現 況 と 課 題

年々、平均寿命が延びている一方で、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病が増加しており、これに伴い、医療や介護を必要とする高齢者の増加が社会的に大きな問題となっています。平成 12 年(2000 年)にWHO(世界保健機関)が健康寿命という考え方を提唱して以来、健康で自立した生活を送ることができる期間をいかに延ばすかが重要な課題となっています。生活習慣病は、健康寿命を妨げる大きな要因となっており、その多くは、不健全な生活の積み重ねによるものであることから、食生活、運動、喫煙、飲酒などの生活習慣を改善することが重要となっています。病気の早期発見や治療だけでなく、病気予防のため、市民が正しい知識や生活習慣を身につけ、「自分の健康は自分で守る」という意識の醸成を図ることが求められています。

疾病の重症化は、医療費を大きく押し上げる要因となっているばかりでなく、本人や家族の生きがいや活力を奪い、社会全体にとっても大きな損失となることから、合併症の発症や症状の進行などによる重症化を予防することが重要となっています。

現代は、ストレス過多の社会であり、ストレスの蓄積により心身に不調をきたす方が増えています。身体のみならず、心の病気に対する対策も必要とされています。

健康増進法の改正により、望まない受動喫煙による健康被害を防止することが社会的に求められています。

市民が安心して暮らせるよう、身近な所で適切な医療サービスが受けられる地域医療体制と、休日や夜間における救急医療体制を維持する必要があります。

国民健康保険事業では、保険税収納率は上昇しているものの、加入者一人当たりの医療費は増加傾向にあり、保険財政の基盤安定化が構造的な課題となっています。

基 本 的 方 向

■子どもから高齢者まで、心身ともにいきいきとした健康的な生活を送ることができるよう、生涯を通じた健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図ります。

■各医療機関や医師会等と連携を図りながら、地域医療体制と 24 時間対応可能な救急医療体制の維持に努めます。

■国民健康保険の都道府県単位化により、責任主体である北海道と一体となって事務の統一化や効率化へ向けた円滑な事業運営を推進するとともに、特定健康診査及び特定保健指導に取り組み、加入者の健康増進を図ります。

施 策

1　健康づくりの支援

●健康づくり計画・食育推進計画に基づき、健康教育、運動教室、個別相談、訪問指導などを実施し、市民の主体的な健康増進を支援します。

●自殺対策計画を策定し、自殺の防止に向けた取組を推進します。

●食生活、運動、喫煙、飲酒などの生活習慣の改善に向けた取組のほか、予防接種などの感染症予防や受動喫煙の防止など生活環境の改善に向けた取組を推進します。

●健康診査、がん検診の受診率の向上を図り、疾病の早期発見、早期の治療開始に向けた取組を推進します。

2　医療体制の確保

●夜間急病センターの運営と在宅当番医制度を継続して実施し、夜間や休日等における急病患者の医療を確保します。

●市内への産科等の誘致を進めるとともに、妊婦健康診査の通院費や特定不妊治療にかかる費用の助成等を行います。

3　国民健康保険事業の適正な運営

●国民皆保険の維持に努めるとともに、保険税の確保及び医療費の適正化による国保財政の健全化を図ります。

●特定健康診査及び特定保健指導の推進により、被保険者の生活習慣病の発症予防や重症化予防を図ります。

成果指標	現状値	目標値
検討中		

第１節　学校教育活動の充実

現 況 と 課 題

社会が急激に変化する中で、子どもが豊かな創造性を備えた持続可能な社会の創り手として、変化を前向きに受け止め、予測不可能な未来社会を自立的に生きるための資質・能力を育成することが求められています。

児童生徒が社会の変化に主体的に対応できるようにするため、確かな学力を身に付け、自ら学び、自ら考える力を育むことが求められています。あわせて、児童生徒一人一人の社会性や職業観・勤労観を育み、自分らしい生き方を実現していく「キャリア教育」の充実が求められています。

健やかな体を育む基礎となる学校体育・学校保健の充実とともに、体力の源である食の正しい知識と望ましい食習慣の確立が求められています。

子どもが主体的に道徳性を養っていくために、これからの道徳科の授業では、子どもの実態に合った学習指導過程や学習方法を工夫改善しながら「考え、議論する道徳」の授業へと質的転換を図っていくことが求められています。

学習意欲の向上や責任感の醸成等を図る上で、部活動などの生徒の自主的・自発的な活動を推進することが必要となっています。

国においては、外国語教育の小学校中学年での導入や高学年での教科化等を内容とする学習指導要領の着実な実施を促進するため、外国語教育の強化を掲げています。

基 本 的 方 向

■義務教育９年間で児童生徒の学びを支える小中一貫教育を推進します。

■豊かな心を育むため、自分の大切さとともに、他者の大切さを認めるなど、子どもの豊かな人間性と多様な能力を育む教育を推進します。

■基礎的・基本的な知識や技能、課題を解決するための思考力・判断力・表現力や主体的な学習態度を育成し、目標の実現や課題の解決を図ることができる確かな学力を育てる教育を充実します。

■体力、運動能力の向上を図るとともに、体力の源である食の正しい知識や望ましい食習慣の確立など健やかな体を育てる教育を充実します。

■一人一人の教育的ニーズに応じた、きめ細かな指導や支援の充実を図ります。

■国際理解、情報、環境、福祉、人権、平和、キャリア発達などの様々な課題に対して主体的に解決に取り組もうとする態度・能力の育成など、社会の変化や課題に対応できる力を育む教育を充実します。

■国際化社会に対応した外国語教育の充実を図ります。

施 策

1　義務教育９年間の学びを支える教育活動の展開

●義務教育９年間の学びを支える小中一貫教育を推進するとともに、学校の課題に対応した教育体制の確保を図ります。

2　豊かな心を育む教育の充実

●豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感、他者への思いやりの心など、豊かな心を育む教育を推進します。

●学校図書館を活用し、児童生徒の豊かな感性や想像力を育む読書活動を推進します。

3　確かな学力を育てる教育の充実

●学ぶ楽しさや知る喜びを実感できるよう、体験的、探究的な学びを推進します。

4　健やかな体を育てる教育の充実

●「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果等を活用し、子どもの体力・運動能力の向上を図ります。

●食育により「食べる力」を身に付けるため、家庭や学校、地域と連携し、生涯にわたり実践し育み続けるための「食育の環（わ）」の形成を図ります。

●安全で安心な給食を提供するため、小学校給食調理場の機能を持つ施設及び中学校給食調理場設備の計画的な整備を図ります。

5　特別支援教育の充実

●特別な支援を必要とする児童生徒に対応するため、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を推進します。

6　社会の変化や課題に対応した教育の推進

●姉妹都市東広島市との交流を通して児童生徒のふるさと意識の醸成を図るとともに、キャリア教育、防災教育や消費者教育を推進します。

●外国語指導助手(ＡＬＴ)の活用や、英語検定等を受験する児童生徒を支援すること等により、国際化社会に対応した外国語教育を推進します。

●プロスポーツチーム等と連携した特色ある教育を推進するとともに、ボールパーク内の施設や機能を活用した教育の取組について検討します。

成果指標	現状値	目標値
検討中		

第２節　学校教育環境の整備

現 況 と 課 題

学校が保護者や地域から信頼され、期待に応える教育を実現するためには、子どもを中心に据え、地域の意見や要望を生かした学校経営を進めることが求められています。また、学校からも適時適切な情報提供を行い、地域の方々の教育活動への参加や学校にある資源を地域へ提供するなど、学校、家庭、地域が協働して「社会総掛かり」での教育を進める、「地域とともにある学校」づくりが求められています。

学校支援地域本部から地域学校協働活動への移行については、各種団体との関連性も含めた対応が必要となります。

家庭や地域の教育的ニーズにも対応した教育活動を推進するとともに、学校関係者評価による学校評価の結果や、教育活動の成果を保護者や地域へ周知する広報活動等を充実する必要があります。

学校が担うべき業務、教職員や専門スタッフが担うべき業務の見直し、教員が子どもの指導に使命感を持って、より専念できる学校の組織運営体制など、学校における働き方改革の推進が求められています。

家庭の経済状況に関わらず、学びに対して意欲的な児童生徒が質の高い教育を受けられるよう、経済的な負担の軽減を図る必要があります。

教育施設の老朽化が進む一方で、ＩＣＴ等の急速な技術革新が進んでいます。児童生徒の実態に対応し、安全・安心で魅力ある施設の整備とＩＣＴ機器等の設備を整備し、学びの質の向上や校務の効率化を進めるとともに、より良い教育環境や適正な集団規模の中で学ぶことができるよう検討する必要があります。

基 本 的 方 向

■学校の教育活動や運営についてのマネジメント・サイクルに基づいた継続的な評価や評価結果の公表、保護者や地域住民との双方向の協力、学校関係者からの意見や評価の活用などを通して、信頼性の向上と学校改善を図る、「地域とともにある学校」づくりを推進します。

■コミュニティ・スクールや地域学校協働活動など、学校、家庭、地域が連携・協働し、子どもの学びを支える取組の充実を図ります。

■関係団体と連携し、教職員の長時間勤務の解消に向けた取組を推進します。

■経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行うことによって、教育を受ける機会の確保に努めます。

■児童生徒の確かな学びを保障するため、より良い教育環境や適正な集団規模の中で学ぶことができるよう検討します。

■質の高い学びを支える環境づくりや安心して学ぶことができる学校づくり、新しい教育手法による魅力ある教育活動等、社会の変化や技術の発展等に応じた教育環境を整備します。

施 策

1　地域とともにある学校づくりの推進

●家庭や地域の教育的ニーズを把握するとともに、学校関係者からの学校に対する評価等、教育活動の成果について保護者等へ広く周知します。

●学校、家庭、地域が連携・協働して児童生徒の学びを支えるコミュニティ・スクールや地域学校協働活動などの充実を図ります。

2　教育環境の整備

●教職員の働き方改革を推進するため、専門スタッフの配置や校務支援システムの活用等、教職員が本来担うべき業務に専念できる体制の確保を図ります。

●学用品費、通学用品費、体育実技用具費等の、小中学校の就学に必要な費用の援助や、奨学金等の支給により高等学校等への就学を支援します。

●長寿命化計画等を踏まえ、学校施設・設備の計画的かつ効率的な整備や改修を進めるとともに、児童生徒がより良い教育環境や適正な集団規模の中で学ぶことができるよう検討を進めます。

3　学校ＩＣＴ環境の整備

●学びの質の向上と校務の効率化を図るため、学校ＩＣＴ機器や環境の整備を安定的かつ計画的に進めます。

成果指標	現状値	目標値
検討中		

第３節　安心して学べる体制の充実

現 況 と 課 題

家庭を取り巻く環境が著しく変化している中、幼児の心身の調和がとれた発達を促し、人格形成の基礎を培う幼児教育と小学校教育をスムーズにつなげていくことが求められています。

青少年の健全育成を図る上で、家庭教育は、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を果たすものです。しかしながら、少子化や地域コミュニティの希薄化など、家庭を取り巻く社会状況の変化の中で、家庭の教育力の低下が指摘されています。

市立学校には、心の教室相談員を配置して、児童生徒の悩み事などの相談に対応していますが、より複雑化した事案への対応が必要となっています。

不登校児童生徒への対応については、相談・指導・訪問体制を充実していく必要があり、関係機関との連携を強化して取り組んでいく必要があります。

インターネット上で、新しい形のいじめや犯罪被害に巻き込まれるなどのトラブルが全国的に多発しています。このことから、いじめ防止基本方針に基づく対策を効果的に推進していくとともに、子どもに情報モラル向上の指導や保護者への啓発を更に進めていく必要があります。

登下校時に子どもが被害に遭う事案が全国的に社会問題化しており、地域で子どもを守り育てる活動や機運の醸成を図る必要があります。

基 本 的 方 向

■「生きる力」の基礎や生涯にわたる人格形成の基礎を培う小学校就学前から、小学校教育への接続を充実させます。

■基本的な生活習慣や自立心の育成など、関係機関と連携し、家庭教育への支援を進めます。

■いじめの未然防止や早期発見・早期対応、更に不登校児童生徒への支援を図るため、関係機関との連携強化と専門的知識を有する人材の活用を進めます。

■青少年を健やかに育む安全・安心な育成環境を確保するため、家庭、学校、地域との連携を強化し、主体的な健全育成活動を支援します。

■登下校時における事件事故から子どもを守るため、保護者や地域住民、警察等の関係機関と連携した安全確保対策を推進します。

■児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動ができるよう活動拠点として「放課後子供教室」の充実を図ります。

施 策

1　幼児教育・家庭の教育力向上への支援の充実

●小学校就学前から小学校教育への、就学前児童の実態に応じた円滑な接続に向け、幼稚園・保育所・認定こども園、家庭等との連携・取組を推進します。

●家庭の教育力向上のため、関係する団体等と連携し、家庭教育支援に関する実践活動・交流活動を行うとともに、家庭教育に関する実践・啓発活動を推進します。

●北広島市ＰＴＡ連合会を支援します。

2　教育相談体制の充実

●子どもサポートセンター相談員やスクールカウンセラー等の人材を活用し、いじめや不登校の未然防止と早期発見、早期対応の取組を推進します。

3　地域が支える健全育成活動の充実

●家庭、学校、地域との連携を強化するとともに、地域の教育力の向上や各地区の健全育成活動を支援します。

●「子ども 110 番の家」の取組等、家庭や学校、地域に支えられたボランティア活動を支援します。

●「放課後子供教室」に関わる人材の確保等に向けた体制の整備を推進します。

成果指標	現状値	目標値
検討中		

第４節　社会教育の充実

現 況 と 課 題

「人生 100 年時代」、「超スマート社会(Ｓｏｃｉｅｔｙ5.0)」に向けて社会が大きな転換期を迎える中、より豊かに生きていく上で生涯学習の重要性は一層高まっています。市民一人一人が生涯を通して学ぶことができる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価され、それを生かして様々な分野で活動できるようにするための仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現が求められています。

全ての市民が、地域において世代を超えて互いに学び合い、教え合う相互学習を通じて、コミュニティ形成に向けた学習活動に対する支援が求められています。

市民の様々な学習意欲を満たすため、学習ニーズを的確に把握し、意欲的・主体的に学習活動ができるよう、必要な情報の適切な提供に努める必要があります。また、現代的・社会的課題に対応した学習機会や、市民個々のライフステージに応じた学習機会の充実を図るとともに、学習プログラムを工夫していく必要があります。

生涯を通じて自らの人生を設計し、活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する生涯学習を推進し、学びと活動・活躍の循環を形成していく必要があります。

基 本 的 方 向

■市民が学び合い、教え合う相互学習を通じ、コミュニティ形成に向けた学習活動や体制づくりに努めるとともに、社会教育関係団体や市民の個性ある活動を継続するため、社会教育の充実を図ります。

■生涯における学びや現代的で社会的な課題に対応した学習、ライフステージに応じた学習など、生涯学習機会の充実や、市民の主体的な学習活動に対する支援を図ります。

■生涯学習・社会教育を効果的に進めるため、人づくりをはじめ、学びと活動・活躍の循環の形成を図ります。

施 策

1　人を育む社会教育の充実

●学びを通したコミュニティづくりを推進するため、市民による相互学習の活動を支援します。
●地域課題の解決や地域社会の維持・向上や持続的な発展に向けた市民の主体的な学習活動を支援し、市民と行政との協働による活動を推進します。

2　学び合う生涯学習機会の充実

●市民やサークル団体の生涯学習の成果を生かす機会の創出を図り、市民の生涯学習に対する理解と関心を深める取組を推進します。
●市民個々のライフステージに応じた学習ニーズを把握し、多様で豊かな学習機会の提供を推進します。

3　学びと活動・活躍の循環

●市民の学びを支える利用しやすい中央公民館の効果的な運営を進めます。
●レクリエーションの森の適切な維持管理を行うとともに、有効な活用方法や施設の整備について検討します。
●社会教育関係団体や学びに関する情報の発信を通し、学びの循環を図ります。
●生涯学習に関わる団体相互の交流や地域間での交流を促進するため、学びのネットワークづくりについて検討します。

成果指標	現状値	目標値
検討中		

第５節　スポーツの振興

現 況 と 課 題

市民だれもが、健康で生きがいのある生活を築くため、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が求められています。

「人生 100 年時代」による健康志向の高まり等、ライフスタイルの変化に伴いスポーツが多様化し、市民ニーズや利用者層の変化に応じた健康・体力づくり機会の拡充、アダプテッド・スポーツ、多世代交流型スポーツの視点が求められています。

若年層のスポーツ機会の減少等の課題を解決し、健康意識の高い市民ニーズの把握に努め、市民がスポーツ・レクリエーションに親しむことができる機会を広く提供し、各種スポーツ教室の開催やスポーツ施設の充実、学校体育施設の開放などに取り組む必要があります。

更に、子どもたちを取り巻く環境の変化に伴い、小中学生の運動不足や体力低下、スポーツ離れなどが課題となっています。スポーツ等を通じて、子どもの心と体の発達を支援することが重要であるため、幼児期からスポーツに親しむ機会の提供を図る必要があります。

北広島市スポーツ振興計画の策定により、スポーツ施策の総合的なマネジメントを図る必要があります。また、プロスポーツチーム等との連携・協力を通し、専門性や知見、ブランド力を活かし、スポーツをより身近なものにしていくスポーツ振興を図るための取組が必要となります。

基 本 的 方 向

■市民だれもが、生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、生涯スポーツ活動をはじめ、児童生徒・障がいのある方のスポーツ・レクリエーション活動の支援を推進します。

■全道・全国大会への出場支援やスポーツ選手の育成など、競技スポーツの支援に努め、スポーツの振興を図ります。

■多様化する市民ニーズに対応したスポーツ施設の整備と運営を図ります。

■スポーツ振興計画に基づく計画的なスポーツ振興を図ります。

■ボールパークからもたらされる価値と機会を生かした、スポーツによるまちづくりを進めます。

施 策

1　健康で生きがいのあるスポーツ活動の推進

●子どもの心と体の健全な発達や体力の向上を支援するため、幼児期を含めた子どものスポーツに親しむ機会の提供を推進します。

●市民だれもが健康で生きがいのある生活が送れるよう、市民との協働による各種スポーツ教室やスポーツ活動の推進、健康・体力づくりの機会の拡充やアダプテッド・スポーツの普及を通じて、多世代交流型スポーツの促進を図ります。

●市民の自主的な参加と健康・体力づくり機会を拡充するため、各種スポーツイベントの開催をはじめとするスポーツ事業を推進するとともに、スポーツ推進委員や生涯学習振興会等と連携し、地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。

●プロスポーツ等の観戦の促進などの「観るスポーツ」とスポーツボランティアの育成などの「支えるスポーツ」の振興を図ります。

2　競技スポーツへの支援

●ジュニアスポーツ活動を支援するため、中学校部活動や、スポーツアカデミーにおける選手の強化育成や底辺拡大、指導者の養成に取り組みます。

●市体育協会やスポーツ少年団等の組織強化や育成を図るため、スポーツ競技者のスポーツ活動を支援します。

●市民の国際大会や全国大会等への出場を支援するほか、スポーツ大会において優秀な成績を収めた市民を表彰し、自発的なスポーツ活動を推進します。

●競技スポーツの低年齢化による怪我等の弊害の予防やスポーツ現場における課題解決に係る情報提供のほか、スポーツ障害の防止等に係る普及啓発を図ります。

3　スポーツライフの充実と環境整備

●市民が安心して利用しやすいスポーツ・レクリエーション環境を整えるため、スポーツ施設の計画的な整備及び改修について検討します。

●日常的なスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、学校開放事業をはじめとするスポーツ環境の向上を図ります。

●スポーツ振興計画に基づき、市民のスポーツへの関心を高め、地域が一体となってプロスポーツチーム等を応援するなど機運の醸成を図ります。

●プロスポーツチーム等との連携により、市民や地域のスポーツ振興を図ります。

●ボールパーク内の施設や機能、人的資源を活用し、市民同士や地域同士をスポーツで結ぶことにより、スポーツが市民の生活の一部になるような取組を推進します。

成果指標	現状値	目標値
検討中		

第６節　芸術文化の振興

現 況 と 課 題

社会の変化が急速に進む今日においても、文化的な環境の中で創造性を育み、表現力を高め、心豊かな社会づくりを進めていくことが求められています。

本市においては、芸術文化ホール開設以来、身近に芸術文化に関しての鑑賞する場や発表の機会が確保され充実が図られてきました。今後も、だれもが身近なものとして芸術文化に親しみを持って参加することができる環境を整備していく必要があります。

そのために、芸術文化活動が持つ価値を生かし、関係機関との連携や主体的に活動を進める団体を支援する体制を整備することはもとより、芸術文化活動が地域のコミュニティづくりなどに生かされるよう支援を進める必要があります。

活動を支える文化施設については、活動に適した十分な環境が保たれるよう計画的な改修を行う必要があります。

基 本 的 方 向

■市民の芸術文化活動を振興し、地域文化の創造及び発展を図ります。

■芸術文化の創造を担う人材の育成と鑑賞機会の充実に努めるとともに、市民の交流の場を広げる芸術文化活動の振興を図ります。

施 策

1　だれもが参加できる地域文化の振興

●鑑賞や体験の機会など、市民だれもが気軽に芸術文化活動に参加できる機会を提供します。
●優れた芸術文化活動に対して表彰を行うとともに、それらの優れた成果を生かした活動を支援します。
●青少年が行う芸術文化活動を支援します。
●芸術文化活動に主体的に取り組む市民団体やサークル団体を支援します。
●芸術文化ホールの計画的な改修と整備を進め、機能の維持と利便性の向上を図ります。

2　創造と交流を生む芸術文化活動の展開

●芸術文化活動を支援する団体や、他の公共ホール等と連携し、優れた鑑賞機会の提供を推進します。
●芸術文化ホール等の活用により、市民が芸術文化を身近に感じ、市民同士の交流を育む機会の創出を図ります。
●ボランティア団体と連携し、市民に親しまれる芸術文化ホールの運営を進めます。
●ボールパークが持つ魅力を生かした芸術文化の振興を図ります。

成果指標	現状値	目標値
検討中		

第７節　歴史の継承と創造

現 況 と 課 題

国指定の史跡である旧島松駅逓所や特別天然記念物野幌原始林などの貴重な文化・自然遺産、太古の様子を物語る化石などを守り、次の世代へ正しく継承していく必要があります。

市民が身近なものとして郷土の歴史や文化に親しみ、正しく理解し、郷土を愛する心を育むことが大切です。

エコミュージアムの普及推進の拠点である「エコミュージアムセンター知新の駅」については、エコミュージアムに関する情報の収集と発信、調査研究、展示のほか、郷土に関する学習機会を提供する中心的役割が求められています。

市民自らが、郷土の歴史と文化の理解に努める取組として、地域の遺産をあるがままに保存し、活用する「北広島エコミュージアム構想(まるごときたひろ博物館)」を更に進める必要があります。

令和５年(2023 年)に開業予定のボールパークについて、誘致開始から建設決定まで、本市にとって新たな歴史のスタートとなり、これからも開業等に向けて本市の歴史が創造されていきます。これらの新たに創造される歴史を、次の世代に承継していく必要があります。

基 本 的 方 向

■市民のだれもが北広島を良く知り、誇りに思う心を培うとともに、北広島の自然や歴史的遺産を大切に守り育てることができるよう、エコミュージアム構想の推進に携わる人材の育成を進めるとともに、学習機会の充実や市民協働による事業を推進します。

■郷土の歴史資料や伝統的遺産の保存と活用を進めるとともに、市民が身近に郷土文化財などに触れることができる環境づくりを推進します。

■旧島松駅逓所が持つ歴史的な価値を発信し、地域資源としての活用の充実を図るため、施設整備を推進します。

■ボールパークの開業などに伴う、新たに創造される歴史を継承していきます。

施 策

1　エコミュージアム構想の推進

●エコミュージアム構想を推進し、各地域の自然遺産・歴史遺産・産業遺産等を現地において保全・活用する環境を整備します。

●市民参加による郷土学習や体験学習を通して、自らのまちを誇りに思う郷土愛を育む学習機会を提供します。

●重要な郷土資料の保全、インターネット等を活用した情報の発信・提供、資料の展示、学校等と連携した郷土の教育普及活動を充実するとともに、エコミュージアムセンターを市民の活動拠点として活用します。

2　文化財の保存と活用

●史跡や歴史資料を適切に保存するとともに、その活用により歴史と文化に対する市民の理解を深め、貴重な文化財の保護を進めます。

●郷土の歴史、自然等の調査研究や収集保存を進めます。また、市文化財の指定を行い保存します。

●郷土文化の伝承に対する支援を進めます。

●国指定史跡旧島松駅逓所について、老朽化の進んだ施設を将来にわたって維持し活用するため、大規模改修を行います。また、その周辺地域においても一体的な整備を推進します。

●中山久蔵翁の故郷である太子町(大阪府)と締結した連携協力協定に基づき、文化資源等の活用や知的資源及び人的資源の交流などの取組を推進します。

●特別天然記念物野幌原始林に新たな区域が追加指定されたことから、適切な保存に向けた保存活用計画を策定します。

3　新たな歴史の保存と活用

●ボールパークの開業などに関し、本市の新たな歴史の一幕であることから、各種資料等を保存し、活用方法を検討します。

成果指標	現状値	目標値
検討中		

第８節　読書活動の充実

現 況 と 課 題

情報のデジタル化が進み、図書館の資料収集と提供方法が大きな転機を迎えつつあります。また、人口減少や高齢化により来館者数が減少傾向にあるため、ＩＣＴ技術等を活用し、いつでも、どこでも、だれもが利用可能な図書館運営をめざす必要があります。

子どもの読書については、現行の「北広島市子どもの読書活動推進計画」に基づき、家庭・学校・地域が一体となった読書活動を推進しています。市図書館は図書館フィールドネットを核としたボランティアが活躍し、学校図書館は、学校図書センターを中心とした子どもの読書活動の推進に取り組んでいます。

学校図書室の環境整備のほか、中学校に 3 名の学校司書の巡回配置や、大曲地区内の 2 小学校と 4 保育施設等においては「まちなか司書」が巡回しています。また、小学校においては、図書巡回事業「豆次郎」、保育施設等においては、絵本巡回事業「小豆(あずき)」を実施しています。

今後は、市図書館を中心に、保育施設等、学校図書館、そして、高齢者や障がい者など連続的かつ横断的な視野で地域全体の読書活動を包括的に支援する取組が必要とされています。

基 本 的 方 向

■来館による貸出サービスのみに依存せず、「地域まるごと読書支援モデル事業」の全市的拡大等によるアウトリーチサービスの充実を図り、より進化した図書館サービスを広範な市民に提供する情報センターとしての図書館をめざします。

■市図書館が中心となり、地域全体の読書活動を包括的に支援するネットワークを構築し、子どもから高齢者まで市民の読書活動に密着したサービスの形成を図ります。

施 策

1　図書館サービスの充実

●図書館及び地区分館での資料やデジタル情報の充実に努め、市民が求める資料と情報の提供を図ります。

●図書館フィールドネットなど市民との協働により、多世代の方の生涯を通した読書活動を推進します。

●社会情勢の変化や市民ニーズに対応した図書館としての今後の在り方について検討します。

2　地域まるごと読書活動支援の充実

●地域の読書ネットワークを整備し、幼児から高齢者までの幅広い市民が読書活動をしやすい体制づくりを進めます。

成果指標	現状値	目標値
検討中		

第１節　防災対策・災害復興の推進

現 況 と 課 題

平成 30 年(2018 年)9 月 6 日に発生した北海道胆振東部地震により、昭和 40 年(1965 年)代に民間事業者の宅地開発によって住宅地が形成された大曲並木地区の盛土によるのり面や擁壁が崩壊・崩落し、家屋が全壊・大規模半壊などの被害を受けました。被災した住宅、公共施設等は、盛土造成されたエリアに大半が集中しており、特に谷部を盛土した箇所で被害が顕著となっています。地域の方々が安全・安心に暮らせるよう、早期復旧に取り組むとともに、地域コミュニティの再構築を図り、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

地震の発生以降、市民の防災対策への関心は、更に高まっています。災害は、地域や時期に関係なく発生しており、冬期間における防寒対策等についても改めて検討する必要があります。

災害時には、多種多様な対応が必要となることから、自助、共助、公助が適切かつ効果的に機能するよう、北海道胆振東部地震の教訓を生かし、災害時における初動対応の強化や平常時における防災活動等の推進が求められています。

令和 5 年(2023 年)に開業予定のボールパークにおいては、北海道全体としてボールパークを活用した防災機能の強化が求められています。

災害に強いまちづくりを進めるため、これまで「市有建築物耐震化推進計画」に基づき、避難所となる学校や災害拠点である市役所・消防施設など公共施設の耐震化を実施してきました。

石狩川水系千歳川河川整備計画及び千歳川流域治水対策整備計画に基づく千歳川流域における総合的な治水対策の早期実現に向け、流域の自治体等と連携を図りながら、国等に対する要請を継続していく必要があります。

基 本 的 方 向

■北海道胆振東部地震により被災された方々の生活再建と被災地の復興に向けた取組を進めます。

■市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、総合的で広域的な防災活動の促進及び災害対策の推進を図ります。

■ボールパークの開業に伴う災害時の対応や防災拠点機能の強化に向けて、検討します。

■災害応急対策を迅速かつ円滑に行うため、資機材等の整備を図るとともに、必要とされる食料等の備蓄を進めます。

■災害時や平常時の各種活動拠点として、(仮称)防災食育センターを整備します。

■市民の防災意識を高め、市民との協働による防災対策を推進していきます。

■北広島市耐震改修促進計画の見直しを行い、住宅の耐震化に向けた助成制度の活用や支援策について検討を進めていきます。

■自然災害の発生を未然に防止するために、森林や河川の整備などの治山・治水対策により、災害に強いまちづくりを推進していきます。

施 策

1　復興まちづくりの推進

●生活基盤に著しい被害を受けた被災者の住宅の確保・再建に向けて、住宅の復旧・再建に向けた相談に対応するなど、被災者の実情に応じた取組を行います。

●被災した地域においては、被害を受けた宅地や宅地の擁壁等の早期復旧に取り組みます。

2　防災対策の推進

●災害に強いまちづくりを実現するため、ライフライン等の確保に向けた関係機関との連携を図ります。

●災害時の即応体制を充実・強化するため、国や地方公共団体との相互支援体制を構築するとともに、企業等と災害時協力協定を締結し、非常時において食料や発電機等の物資の確保や、ライフライン復旧等の支援が迅速に実施される体制の構築を推進します。

●ボールパーク内の施設を活用した防災拠点機能等の強化に向けて関係機関と協議を進めます。

●災害時の初期対応に必要な量の物資を備蓄するとともに、物資の性質や市民の避難場所等を考慮した適切な備蓄を行います。

●災害時における適切かつ効果的な対応を図るため、災害対策に係る実効性のある計画、マニュアル等を整備します。

●避難所運営の在り方について整理及び見直しを行います。

●効率的な情報の収集と効果的な情報の発信体制の構築についての検討を進めます。

●震災時の 2 次災害防止に向けた応急危険度判定活動について、北海道建築士会等との応援協力体制の構築を図ります。

●(仮称)防災食育センターを整備し、災害時における炊き出しや避難所等への食料の配送を実施するとともに、平常時における防災や食育に関する啓発活動を推進します。

3　自主防災組織の充実

●防災教室や防災訓練等を実施し、市民の自主的な防災活動や地域における多様な防災活動の促進を図ります。

●自主防災組織の結成促進及び活動支援を進め、地域防災力の向上を図ります。

4　治山・治水の推進

●水害に強いまちづくりを進めるため、石狩川水系千歳川河川整備計画に基づく総合的な治水対策の早期実現に向け、国等に強く要請します。

●自然災害の発生を未然に防止するために、森林を保全し、森林の有する公益的機能(水源涵養・土砂崩壊防備等)を高める森林整備や河川整備などの治山・治水対策を進め、災害に強いまちづくりを推進します。

成果指標	現状値	目標値
検討中		

第２節　消防・救急体制の充実

現 況 と 課 題

近年、大規模地震、大型台風や局地的集中豪雨などの自然災害が全国各地で発生していることに加え、人口減少や高齢化の進行など社会状況も大きく変わりつつあります。各種災害などに迅速かつ的確に対応するため、専門的知識と高度な技術を有する人材の育成や資機材の整備等を進める必要があります。また、災害対応力の強化や行財政の効率化を図るため、近隣自治体との消防通信指令業務の共同運用に向けた取組を進めています。

消防活動において大きな役割を担っている消防団については、効果的な訓練や地域に密着した活動の展開を図るとともに、団員の確保や知識と経験の伝承が必要となっています。

火災を未然に防ぎ市民の安全を確保するため、火災予防に関する専門的な知識や技術を有する人材の育成など、査察体制の強化を図る必要があります。

高齢化の進行により要援護者が増加傾向にあることから、自主防災組織等と連携し、地域防災力の向上を図る必要があります。

救急体制については、令和５年(2023 年)のボールパーク開業による救急需要の増加や救急救命士の処置範囲の拡大に対応するため、救命士の養成・教育を推進するとともに、医療機関との連携の強化や救急体制の更なる充実・強化を図る必要があります。

ＡＥＤ(自動体外式除細動器)の更なる設置の促進、救命講習会等による応急手当の知識及び技術の習得、救急車の適正利用について継続して普及啓発を図る必要があります。

基 本 的 方 向

■近年多発する自然災害や社会状況の変化に迅速かつ的確に対応するため、消防資機材の整備及び消防体制の充実・強化を図ります。

■市民サービスの向上、災害対応力の強化及び行財政上の効率化等を図るため、近隣自治体との連携を進めます。

■地域の防災力の強化に向けて、消防団の充実を図ります。

■火災予防を重視し、安全管理対策の充実を図るため、査察体制の強化を推進します。

■市民に対する防火意識の普及啓発を進めるとともに、地域の自主防災組織と連携し、防火安全対策の強化を図ります。

■救急体制の充実・強化を推進するとともに、市民の応急手当等に関する知識等の普及を図ります。

施 策

1　消防体制の充実

●消防施設や消防車両を計画的に更新・整備を行うとともに、災害現場での体制強化など適切な消防・防災機能の体制づくりを推進します。

●効率的で効果的な消防体制を推進するため、近隣自治体との消防通信指令業務の共同運用に向けて進めるとともに、消防救急デジタル無線の更新について検討します。

●各種研修や訓練により消防団員の消防活動能力の向上に向けた取組を推進するとともに、消防団の活性化を図ります。

2　火災予防の推進

●予防査察を強化するため、防火対象物や危険物施設のデータベースを活用し、事業所の適正な防火管理を促進します。

●防火・防災意識の啓発を推進するとともに、自治会・町内会等の火災予防活動の支援を行い自主防災組織の充実を図ります。

●住宅用火災警報器の設置を促進するため、広報・普及活動を推進します。

3　救急救命体制の充実

●医療機関との連携の強化及び救急業務の高度化を推進するとともに、指導的立場の救急救命士を養成し、高度な教育訓練を計画的に実施することにより、救急隊の資質向上を図ります。

●高度化する救急業務を適切に行うため、計画的な資機材の整備や救急救命士の養成を図ります。

●大型商業施設やボールパークの開業等による救急需要の増加が見込まれるため、多数傷病者事案への対応など救急体制の強化を図ります。

●民間施設等へのＡＥＤ(自動体外式除細動器)の設置を促進するとともに、市民を対象とした救命講習会等の開催により、応急手当に関する知識と技術の習得及び救急車の適正利用についての啓発を推進します。

成果指標	現状値	目標値
検討中		

第３節　交通安全・防犯対策・消費者保護の推進

現 況 と 課 題

本市は、国道 36 号・274 号、道道江別恵庭線・栗山北広島線などの幹線道路や道央自動車道が通っており、通過交通量が多く、事故の危険性が高い地域と言えます。市内の事故発生件数は、増減を繰り返しながらも減少傾向にありますが、交通事故に占める高齢者の割合が高いことから、高齢者の交通事故防止を重点とした施策の展開を図っていく必要があります。

警察、道路管理者等の関係機関と連携し、交通安全施設の整備など交通安全対策の推進を図る必要があります。

本市で発生した刑法犯の認知件数は、近年減少傾向にあり、各種防犯対策に取り組んだ成果が表れていると考えられますが、暴行・傷害等の粗暴犯罪が依然として発生しており、市民の防犯に関する意識が高まっています。

市内各地区では、自分たちの住むまちを自分たちの手で守ろうと、地域の自主防犯活動団体や青色回転灯パトロール隊などが、自主的な活動により、まちの安全を見守り、地域の安全確保の要として活躍されています。

防犯設備や体制の充実を図るなど、犯罪が起きにくい環境づくりを継続して進めていく必要があります。

近年、訪問や電話での悪質な勧誘、インターネットやはがきを使った架空請求などによる被害が増加する傾向にあります。

消費者としての正しい知識の普及や啓発を行い、消費者の利益保護と消費生活の安定と向上を図る必要があります。また、成年年齢が 18 歳に引き下げられることから、若年層への消費者教育が重要となっています。

高齢者や障がい者が詐欺の被害に遭うケースも多いことから、福祉関係団体や金融機関などの民間事業者等と連携し、詐欺の被害を未然に防止することが重要となっています。

基 本 的 方 向

■交通事故のないまち、安全で安心な市民生活の実現をめざして、市民、地域、企業、関係行政機関と連携して、交通安全対策を推進します。

■全ての世代の市民に交通安全教育を推進し、交通安全意識の定着と事故の抑止を図ります。

■市民が安全で安心して生活することができる地域社会の実現を図るため、防犯意識の普及・啓発と犯罪防止に向けた「犯罪の起きにくいまちづくり」を推進します。

■市民の消費生活の安定と消費者保護のため、複雑多様化する消費生活に関する苦情や相談の適切な対応を図るとともに、消費者教育を充実させ、消費者被害の未然防止に努めます。

■成年年齢が引き下げられ、より若い年齢から責任を求められるようになる若年層に対し、消費者教育に関する意識の醸成を図ります。

施 策

1　交通安全の推進

●警察や交通安全関係団体等と連携しながら、通年運動や期別運動などを通じた交通安全意識の浸透を図ります。
●市民の交通安全意識の定着を図るため、交通安全教育等を実施している団体を支援します。
●衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した「安全運転サポート車」の啓発など運転者が事故を起こさないための取組を推進します。
●簡易的な認知機能検査などの運転能力を確認する機会の提供や、運転に不安を感じる方が運転免許証を自主返納しやすい環境づくりに向けた取組を検討します。
●だれもが安全に安心して通行できるよう注意喚起の路面標示や注意看板、警戒標識等の交通安全施設の整備を促進するとともに、警察や公安委員会に対して信号機、横断歩道等の設置に関わる要望を行います。

2　防犯対策の推進

●防犯への取組の必要性を広く市民に理解してもらうため、防犯協会や警察などの関係機関と連携した広報・啓発活動を推進し、自主防犯意識の醸成を図ります。
●地域における犯罪の未然防止を図るため、市民や自主防犯活動団体と連携した取組を推進します。
●犯罪を誘発、助長させない環境をつくるため、公園や駐車場などの公共施設の安全対策を進めるとともに、街路灯などの防犯設備の充実に向けた取組を推進します。
●犯罪の発生抑止に効果が期待できる防犯カメラの整備など新たな防犯対策について検討します。
●身の回りの安全対策の取組を奨励するとともに、児童生徒の通学時間帯における見守りなど、交通安全対策と連携した地域ぐるみの防犯活動を推進します。

3　消費者保護の推進

●消費生活に関する情報の提供や消費者教育を推進するため、消費者団体との連携を図りながら、知識の普及や啓発活動に継続して取り組みます。
●教育機関等との連携により、若年層に対する消費者教育や意識の醸成を図ります。
●市民の消費生活に関する諸問題に適切に対応するため、消費生活相談員への研修会等を充実し資質向上を図るとともに、消費者保護を目的に各種活動を行っている消費者協会を支援します。
●消費者保護に関わる関係機関・団体・民間事業者などによって構成されるネットワークを通じ、情報を共有するとともに、被害を未然に防止する活動を推進します。

成果指標	現状値	目標値
検討中		

第４節　平和・人権尊重社会・男女共同参画の推進

現況と課題

本市は、昭和 63 年(1988 年)4 月に平和都市宣言を行い、恒久平和の実現を願う市民の意思を表明しました。平成 8 年(1996 年)9 月には、「平和の灯(ひ)公園」に広島市の「広島平和記念公園」にある「平和の灯(ともしび)」を世界の平和の尊さと友好の大切さを願って分火させていただきました。平和の灯記念事業等へは、多くの方が参加されていますが、高齢者が多く、戦時体験の記憶がますます風化していく中、戦争を知らない世代に平和の尊さ大切さを引き継いでいくことがより重要となっています。

今日の複雑な社会情勢から発生する学校や職場内でのいじめやハラスメント、差別など人権に関する問題が存在しています。一人一人がお互いの人権や価値観を正しく尊重し合える社会をめざし、今後も人権擁護委員との連携を強化し、人権教育や啓発活動を継続することによって、市民の人権意識の高揚を図っていく必要があります。

性別に関わりなく、個性と能力が発揮できる男女共同参画社会を形成することが重要です。本市では、きたひろしま男女共同参画プランを策定し、各種取組を進めてきました。今後も、男女共同に係る意識啓発に取り組むとともに、市における各種審議会や各種団体の代表者等への女性参画の一層の促進、男女が共に仕事と生活の調和(ワーク･ライフ･バランス)のとれた生活を形成していくための啓発、ＤＶ(配偶者等からの暴力)などあらゆる暴力の根絶、性の多様性に関する市民理解の促進などに取り組んでいく必要があります。

基本的方向

■平和都市宣言のまちとして、恒久平和の実現に努め、平和に対する市民意識の高揚・醸成を図ります。

■戦時体験を風化させないよう、戦争を知らない世代に平和の尊さ・大切さを継承していきます。

■一人一人がお互いの人権や価値観を正しく尊重し合える人権意識の高揚を図ります。

■性別に関係なく個性や能力が発揮できるよう男女共同参画社会の実現に向けて、関係機関との連携強化や意識の高揚を図ります。

施 策

1　恒久平和の希求と継承

●戦争のない平和な世界の実現に向けて、恒久平和に対する市民意識の高揚・醸成を図るため、平和パネル展の開催など平和意識の啓発を推進します。

●被爆地である広島から分火を受けたまちとして、世界の平和の尊さと友好の大切さを願い、「平和の灯(ひ)を守る市民の会」と連携して平和関連事業を推進します。

●戦時体験の記憶を風化させることなく恒久平和をめざして、市民一人一人が平和の尊さ・大切さを強く認識し合い、次世代の人々に引き継ぐ事業を推進します。

2　人権意識の啓発

●一人一人の個性や人格を認め、あらゆる分野で偏見や差別などをなくして、全ての市民が平等で暮らしやすい人権尊重の社会を推進します。

●人権擁護委員との連携を強化し、学校や地域等での人権教育・啓発活動を推進します。

3　男女共同参画の推進

●性別に関係なく、お互いを尊重しながら一人一人が個性と能力を発揮できる社会の実現をめざし、情報紙の発行などを通じた意識啓発や学習機会の提供を図ります。

●市政への意見反映や協働のため、政策や方針決定過程への女性参画の拡大を推進します。

●家庭、職場、学校、地域などあらゆる分野において性別に関係なく共に参画できるよう、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に向けた環境づくりの意識啓発を推進します。

●重大な人権侵害であるＤＶ(配偶者等からの暴力)などの暴力をなくすため、関係機関と協力して、意識啓発や相談体制の充実を図ります。

●性の多様性に関する市民理解の促進を図ります。

成果指標	現状値	目標値
検討中		

第１節　都市機能の整備

現 況 と 課 題

人口減少に対応した持続可能なまちづくりの推進に向けて、都市機能や居住機能の集積、公共施設の適正な配置、公的不動産の有効活用等により、コンパクトなまちづくりへの転換を図り、若者から高齢者まで、多世代が暮らしやすい地域を形成する必要があります。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が平成 30 年(2018 年)5 月に一部改正され、道路、公共施設等の一体的なバリアフリーのまちづくりに向けた取組が求められています。

平成 31 年(2019 年)4 月に北広島市立地適正化計画を公表しました。この計画では、ＪＲ北広島駅周辺を都市機能誘導区域、北広島団地地区と東部地区の一部を居住誘導区域に設定しています。しかし、都市機能誘導区域であるＪＲ北広島駅周辺のうち、特に西側の地域は、未利用市有地が点在しており、これらの土地の有効活用により、医療、子育て、商業等の都市機能の誘導を図るなど、駅周辺地域の魅力と価値が高まるよう、一体的な土地利用や機能整備を進める必要があります。

令和５年(2023 年)のボールパーク開業時においては、ＪＲ北広島駅がボールパークへのアクセス拠点となることから、アクセス交通の整備に加え、駅周辺でのにぎわいの創出・滞留ができるようなまちづくりを進める必要があります。

基 本 的 方 向

■利便性の高い持続可能な都市構造の実現に向け、地区の特性に応じた都市機能の充実を図ります。

■ボールパーク及びその周辺の魅力あるまちづくりを進めるため、民間事業者等の誘導や北海道らしい景観づくりの推進を図るとともに、ＪＲ新駅の整備に向けて関係機関と協議を進めます。

■ＪＲ北広島駅周辺の一体的な再開発に向けた取組の検討を進めます。

■道路、公共施設等の一体的なバリアフリーのまちづくりに向けた取組を推進します。

■市民・事業者・行政の協働により、地域の個性や魅力を生かした魅力ある都市景観づくりを進めます。

施 策

1　都市機能の整備の推進

●地区の特性に応じた市街地形成を進め、都市機能の適正配置を推進します。
●ＪＲ北広島駅がボールパークへのアクセス拠点となることを踏まえた環境整備を進めるとともに、ボールパークに隣接するＪＲ新駅の整備に向けて関係機関と協議を進めます。
●ボールパークに隣接するＪＲ新駅想定地域周辺では、民間活力による商業・業務施設等の誘導を図ります。
●ボールパークの地域については、新たなまちづくりを行うとともに、わかりやすく親しみのある町名を整備します。
●ＪＲ北広島駅周辺の魅力と価値が高まるよう、未利用市有地等の一体的な土地利用について、地域住民や関係機関等との連携や民間活力を生かした取組を検討し、ボールパーク周辺との連担性を持った整備を進めます。
●コンパクトなまちづくりを実現するため、各地区の土地利用の見直しを進めるとともに、定住人口の増加を図るため北広島団地地区の容積率の緩和等を進めます。
●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づいた移動等円滑化促進方針等を策定し、道路、公共施設等の一体的かつ計画的なバリアフリー化を促進します。
●輪厚パーキングエリア周辺は、スマートインターチェンジの利便性など地域特性を生かした土地利用について検討します。
●ＪＲ上野幌駅及びその周辺については、駅舎のバリアフリー化に向けて関係機関と協議を進めるとともに、駅周辺の利便性を生かした土地利用を検討します。
●市営駐車場及び自転車駐車場については、駅周辺の一体的な整備と調整を図るとともに、適切な維持管理を行います。
●ボールパーク周辺の景観づくりについては、市民や企業と一体となった取組を進め、良好な景観の形成を図ります。
●身近な森林や緑地などの緑を生かした景観づくりを進め、景観に関する市民への啓発事業を実施するとともに、違反屋外広告物の簡易除去を定期的に実施します。

成果指標	現状値	目標値
検討中		

第２節　居住環境の充実

現 況 と 課 題

市営住宅については、共栄団地の建て替えを終え、全管理戸数は 332 戸となっています。建て替えに当たっては、ユニバーサルデザインを採用しており、車いす用住宅も併せて整備しています。

道営住宅については、北海道住生活基本計画に基づき、建て替え、改修、用途廃止による管理戸数の縮小及び再編が進められており、これらにより管理戸数は 5 団地 1,036 戸になる予定となっています。

ＵＲ賃貸住宅については、平成 30 年(2018 年)12 月に、新たに今後 15 年間の方向性を示す「ストック活用・再生ビジョン」が策定され、平成 19 年(2017 年) 12 月の「ストック再生・再編方針」の考え方を継続していくことが示されており、市内 3 つのＵＲ賃貸住宅のうち北進団地が「団地再生(集約化)」、若葉団地と駅前団地が「用途転換」に分類されています。

北広島団地地区をはじめ、少子高齢化の進展が著しい中、高齢者が安心して暮らせる利便性の高い地域への住み替えや、子育て世代の定住促進に向けた取組など官民連携による支援体制の充実が求められています。

人口減少や既存住宅の老朽化などに伴い、空き家数が増加傾向にある中、土地・建物の流動化、居住環境の充実を図るとともに、倒壊等のおそれがある空き家への適切な対応が求められています。

基 本 的 方 向

■市営住宅については、公営住宅長寿命化計画に基づき長寿命化と居住環境の改善を進めます。

■道営住宅及びＵＲ賃貸住宅の再生・再編に当たっては、本市への事前協議や入居者への丁寧な説明を要望するなど、各種連携を推進します。

■高齢者世代や子育て世代の住み替えニーズに対応するため、官民連携により居住環境に関する支援体制の充実を図ります。

■土地・建物の流動化や居住環境の充実を図り、空き家の減少に努めます。

■適切に管理されていない空き家等は、防災、衛生、景観など、周辺環境に影響を及ぼす要因となることから、適切な対応を進めるとともに、活用の促進を図ります。

施 策

1　公営住宅等の整備促進

●公営住宅長寿命化計画に基づき、市営住宅の長寿命化と居住環境の改善を進めます。

●道営住宅やＵＲ賃貸住宅の再生・再編に当たっては、入居者への丁寧な情報提供を要望するとともに、市の特徴や将来の動向、市民ニーズなどを踏まえ、関係機関と情報交換や情報共有を図ります。

2　住み替え支援・空き家対策

●官民連携による住み替え支援協議会において、民間事業者と行政が情報を共有し、民間事業者の専門知識と創意工夫を活用し、住み替え等に対する効果的な支援体制や支援方策について検討を進めます。

●空き家の減少や子育て世代の住み替えに係る居住環境の確保を図るため、有効活用されていない土地や建物の売却など流動化に向けた支援の体制づくりを推進します。

●市内の宅地建物取引業者等との連携による空き地・空き家の情報共有を行い、定住の促進と地域の活性化を図ります。

●空家等対策計画に基づき空き家対策を総合的かつ計画的に進めるとともに、関係する法律の改正など社会情勢の変化に対応した空き家対策を推進します。

成果指標	現状値	目標値
検討中		

第３節　公共交通の充実

現 況 と 課 題

人口減少や高齢化などにより公共交通を取り巻く社会情勢が変化しており、特に市内のバスの利用者は年々減少傾向にあります。平成 29 年度(2017 年度)に実施した市民アンケート調査やバスの利用実態調査からは、「北広島団地地区における公共交通サービスの充実」「地区間交通を支える質の高い公共交通網の形成」「市内の公共交通の利用者数を確保するための利用促進策の検討」が課題とされています。このような課題を踏まえ、持続可能で利便性の高い公共交通網の構築に向けて、平成 30 年(2018 年)6 月に「北広島市地域公共交通網形成計画」を策定し、令和元年(2019 年)10 月には、北広島団地線をさんぽまち・東部線として再編しました。

市民の生活環境の維持向上や社会活動の活性化の観点からも、持続可能な公共交通を構築することが求められています。そのためにも、市民、交通事業者、行政との連携が重要であり、それぞれの立場において持続可能な公共交通の在り方について、検討する必要があります。

また、令和 5 年(2023 年)に開業予定のボールパークと市内外各地区等との接続など、アクセス路線や生活バス路線の在り方についても整理する必要があります。

自動車の自動運転の実用化や先端技術を用いた新たな交通サービスなど、今後、公共交通を取り巻く環境が大きく変化していくことが予想されるため、社会情勢の変化に応じた公共交通の構築を図る必要があります。

基 本 的 方 向

■地区の特性に応じた生活交通を確保し、子どもから高齢者まで安全・安心して暮らすことができるよう生活環境を支える持続可能な公共交通網の構築を推進します。

■市民、交通事業者等との連携を推進し、利便性の高い公共交通の構築を図ります。

■バス路線の利用者ニーズ等の把握に努め、社会情勢等の変化に応じた公共交通の在り方を検討します。

■先端技術を用いた新たな交通サービスの導入を検討します。

施 策

1　持続可能な公共交通網の構築

●利便性の高い持続可能な公共交通網の構築を図るため、地域公共交通活性化協議会をはじめとした、市民、交通事業者等との連携を推進します。
●モビリティ・マネジメントや市民との連携等により、公共交通を利用しやすい環境づくりに向けた取組を推進します。
●バス路線の利用状況や利用者ニーズを把握し、必要に応じて各種見直しを検討します。
●ＪＲ北広島駅や各地域からボールパークにアクセスするための公共交通網の構築を図ります。
●自動運転やＭａａＳなどの先端技術を用いた新たな交通サービスについての調査を進めます。

成果指標	現状値	目標値
検討中		

第４節　道路環境の充実

現 況 と 課 題

各地域を結ぶ道路網の安全性と信頼性を確保することは、市民生活を活性化させ、都市の発展に大きな影響をもたらします。快適な道路環境を確保するためにも、各地区の均衡を図りながら老朽化の著しい生活道路や道路橋の再整備を計画的に進める必要があります。

羊ヶ丘通については、平成 28 年度(2016 年度)に国道 36 号との交点まで完成しており、今後、国道 36 号からの事業化を図るためには、延伸ルートを決定する必要があります。

本市の道路橋は、橋りょう長寿命化修繕計画対象橋りょう 81 橋のうち架設後 50 年以上経過する橋は、令和 2 年(2020 年)で 4 橋となっていますが、令和 7 年(2025 年)には 25 橋、令和 12 年(2030 年)には 40 橋、令和 22 年(2040 年)では 64 橋と急速な増加が見込まれることから、計画的に整備を進める必要があります。

令和 5 年(2023 年)に開業予定のボールパークに関する道路網の整備については、アクセス道路の新設や既存道路の拡幅等により、市民生活の利便性の向上のほか、交通渋滞の緩和や歩行者の安全確保を図るための道路整備を進める必要があります。また、周辺には、特別天然記念物野幌原始林や住宅地も存在することから、周辺環境に配慮した整備を行う必要があります。

通学する児童・生徒や地域間の道路を通行する歩行者・自転車の安全を確保するため、安全な環境整備を推進する必要があります。

道道札幌恵庭自転車道線については、ＪＲ北広島駅から札幌市厚別区上野幌までの 8.1 ㎞区間が平成 16 年度(2004 年度)に完成し、富ヶ岡の南富橋から南の里の道道江別恵庭線までの 3.4 ㎞区間が平成 26 年度(2014 年度)に開通していますが、未供用区間が残っており、整備の促進が求められています。

市道の除排雪は冬期の円滑で安全な交通を確保し、市民生活及び経済活動を維持する上で重要な課題となっています。少子高齢化等により、除雪に対する市民のニーズは、年々多様化しています。快適な生活環境を確保するため、除雪体制を維持するとともに、市民との協働による雪対策を進めていく必要があります。

基 本 的 方 向

■安全で快適な市民生活を確保し、利便性の高い都市活動を営むことができるよう都市間幹線道路の整備を促進するとともに、市内幹線道路及び生活道路の計画的な維持管理や再整備を推進します。

■橋りょう等については、予防保全に努め、長寿命化を図ります。

■ボールパークに関する道路網の整備を進め、市民生活の利便性の向上や交通渋滞の緩和等を図ります。

■道道札幌恵庭自転車道線の自転車利用空間を整備することにより、観光振興や健康増進を促進します。

■冬期間の安全で円滑な交通を確保するため、除排雪体制の充実を図ります。

施 策

1　市内幹線道路・生活道路等の整備

●幹線道路等の舗装補修、生活道路の再整備、照明灯などの道路施設の改修、街路樹のせん定や補植などを計画的に実施します。
●安全で円滑な交通を確保するため、道路パトロールの強化や関係機関との連携などを行い、適正な維持管理を推進します。
●橋りょう等については、長寿命化修繕計画に基づき、計画的に改修等を行います。
●高齢者や障がい者等が利用しやすく、人に優しい道路環境の整備を進めます。
●通学路の歩道の確保や適正な歩行区間の確保を推進し、危険箇所の排除等を図ります。
●市内幹線道路の交通動態を把握するため、交通量調査を継続して実施します。
●道央都市圏の骨格交通網の一つである羊ヶ丘通の延伸ルートについて関係機関と協議を進めます。

2　ボールパークに関する道路網の整備

●ボールパークへのアクセス道路の新設や既存道路の拡幅、歩行者動線の確保に向けた道路の整備を進めます。

3　自転車道の整備

●道道札幌恵庭自転車道線の早期完成を促進するため、関係機関との連携を図ります。

4　雪対策の推進

●道路状況に応じた除排雪を実施し、路面凍結対策の強化を進めるとともに、雪堆積場の確保を含めた除排雪体制の整備を推進します。
●冬期間の交通を確保し、市民の生活環境の向上を図るため、市道排雪を支援します。
●市民との協働による雪対策を推進します。

成果指標	現状値	目標値
検討中		

第５節　水の供給・下水処理の充実

現 況 と 課 題

水道事業は、昭和 38 年(1963 年)の簡易水道に始まり、昭和 55 年(1980 年)から、石狩東部広域水道企業団からの水道用水受水を始め、平成 28 年(2016 年)7 月からは、千歳川系の受水を始め漁川系と併せて 2 系統の受水体制とし、安定的な水の供給を行っています。

下水道事業については、道営北広島団地の開発を契機に昭和 45 年(1970 年)の事業着手から市街地を順次事業区域に編入し施設整備を進め、現在は、施設の維持管理と改築・更新が事業の中心となっています。

上下水道施設は、市街地の拡大に合わせ急速に整備されたため、今後増大する老朽化による更新需要への対応や施設の破損によるリスクの管理が課題となっています。

災害対策については、全国的な大規模地震や豪雨被害の発生を背景に積極的な施設の耐震化及び市街地における浸水対策が求められています。

老朽化に伴う施設更新に加え、耐震化による費用の増大が見込まれることから、より計画的かつ効率的に施設の改築及び更新を進める必要があります。

経営に関しては、水道事業は黒字経営を維持し一定の積立金を確保していますが、平成 22 年度(2010 年)をピークに料金収入が減少傾向に転じています。下水道事業は、令和元年度(2019年度)に公営企業会計へ移行して間もないため、経営安定化が急務となっています。

上下水道ともに費用の増加が見込まれる一方、本格的な人口減少社会の到来や節水機器の普及などによる収入減少が不可避となっていますが、市民生活を支える重要なインフラ資産であり、将来にわたり安定的なサービスの維持を継続する必要があります。このため、これまで以上に経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図り事業運営を進める必要があります。

基 本 的 方 向

■安全で安心な水の供給と情報発信を進めるとともに、良質でおいしい水であることなどの積極的な啓発を推進します。

■下水処理センターのバイオガス化施設を活用し、循環型社会の形成を推進します。

■災害発生時においても水の供給と下水処理が途絶えることのないよう、上下水道施設の強靭化を図ります。

■中長期的な視点に立った財政マネジメントを行い、健全な事業運営、経営基盤の強化を図ります。

施 策

1　安全・安心な水の供給

●石狩東部広域水道企業団及び構成団体との連携を強化し情報共有を図るとともに、2 系統による水源の確保を維持します。

●水質検査計画を策定し、水質検査の実施とその結果を公表するなど安全・安心な水の供給を進めます。

2　安定した下水処理

●下水道施設の計画的な点検調査を行い、健全な状態を維持します。

●下水処理センターに整備したバイオガス化施設において、生ごみのほか、本市と長沼町、由仁町、南幌町のし尿・浄化槽汚泥を受け入れ、下水汚泥との混合処理を行いエネルギーの有効利用を図ります。

3　施設の強靭化・計画的更新

●老朽化した配水管等の水道施設の更新を計画的に行い、漏水事故等の未然防止を図ります。

●災害に備え、配水管の耐震化など水道施設の整備を進めます。

●浸水対策として、道路整備に合わせて効率的に雨水管を整備します。

●下水処理施設、ポンプ場施設の耐震化を進め、災害時の処理機能の維持を図ります。

●下水道施設の計画的な更新を行い、経費の平準化を図ります。

4　経営基盤の強化

●経営基盤を強化するため、適正な水道料金・下水道使用料の水準や体系を検討するとともに、経営状況等に関して積極的な情報発信を行います。

●毎年度、ＰＤＣＡサイクルによる経営管理を行い、計画的かつ効率的な事業運営を推進します。

成果指標	現状値	目標値
検討中		

第６節　環境保全の推進

現 況 と 課 題

本市の魅力である良好な自然環境を将来に引き継いでいくためには、行政だけでなく市民、事業者と共に連携して、環境への負担が少ない循環型社会の形成や生物多様性の保全に向けて行動していく必要があります。

地球温暖化対策を推進するため、普及啓発等、温室効果ガスの排出量の削減に向けた行動への誘導を継続して実施する必要があります。

健康で安全な生活環境を維持していくため、大気汚染、水質汚濁、悪臭などをはじめとする公害問題にも十分な注意を払い、環境汚染の防止に取り組んでいく必要があります。

アライグマ等の特定外来生物は、これまで相当数捕獲しているものの、依然として農業被害が続いているほか、在来生物の駆逐も懸念されています。また、エゾシカについては、農業被害のほか交通事故が増加しており、個体数管理等の対策を行っていく必要があります。

将来に向けて環境保全に取り組んで行くため、環境に関する理解を深める学習機会や情報提供の充実を図る必要があります。

畜犬の管理や野犬の掃討、狂犬病予防の推進、スズメバチ等の駆除支援、井戸水や浄化槽の整備の推進等により、市民の安全で快適な生活の確保に継続して取り組んでいく必要があります。

火葬場については、老朽化が進むとともに火葬炉の改修時期を迎えており、平成 28 年(2016 年)9 月からは、火葬場の延命化や、市民の火葬場利用サービスの選択肢拡大を図るため、札幌里塚火葬場利用サービス事業を開始しています。火葬場の運営については、広域的な連携を含め今後の方向性を検討していく必要があります。

基 本 的 方 向

■環境基本条例及び環境基本計画に基づき、計画的かつ総合的な環境施策を推進します。

■市民参加による資源循環型社会と低炭素社会の構築を図るため、温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組を推進します。

■快適な生活環境を保全するため、公害等の発生防止を図ります。

■生物多様性の保全や生態系の維持をめざし、特定外来生物や有害鳥獣の駆除に取り組みます。

■市民が環境に配慮した活動を実践する機会の拡大に向け、環境教育や啓発活動を推進し、市民・事業者・行政などの連携を促進します。

■動物や害虫などから市民の安全な生活を確保するため、狂犬病の蔓延防止など公衆衛生の向上を図ります。

■上下水道が整備されていない区域における衛生環境の向上を図ります。

■火葬場の今後の方向性や霊園の管理体制について検討を進めます。

施 策

1　温暖化対策の推進

●市民や事業者に対し再生可能エネルギーへの転換を促進するとともに、地球温暖化防止や省エネルギー意識の向上に向けた啓発を推進します。
●環境マネジメントシステムの実施やグリーン購入の推進、低公害車の導入など、温室効果ガスの排出量の削減に向けて市が率先的に取り組みます。
●温室効果ガスの排出量に大きく影響しているメタンガスの削減を図るため、ごみの減量化及び資源化を推進します。

2　公害対策の推進

●公害の発生源となる工場、事業所の指導や監視、各種測定などを実施し、大気環境や水質環境の保全、悪臭や騒音などの防止対策を推進します。
●ゴルフ場で使用される農薬の低減を図るため、水質検査や事業者への指導を実施します。

3　自然環境の保全・環境保全意識の向上

●有害鳥獣やアライグマ等の特定外来生物の駆除を実施し、多様な生物の生息環境の保全を図ります。
●企業、団体などへの環境啓発や学校、地域、家庭における環境教育を推進します。
●ＮＰＯ、市民団体などの自主的な環境問題への取組支援と連携促進を図ります。

4　公衆衛生の向上

●畜犬の管理や野犬の掃討、狂犬病予防接種の推進、スズメバチ等の駆除支援などを実施します。
●上下水道が整備されていない区域に居住する市民の生活利便性の向上を図るため、飲料水等の確保及び汚水等の処理に必要となる施設の設置を支援します。
●札幌市里塚火葬場利用サービスを継続して実施するとともに、火葬場の今後の在り方について広域連携による整備を含めた検討を進めます。
●霊園の管理体制について検討を進めます。

成果指標	現状値	目標値
検討中		

第７節　ごみ対策の推進

現 況 と 課 題

国においては、持続可能な開発目標(ＳＤＧｓ)やG7富山物質循環フレームワークに基づき、環境保全を前提とした循環型社会の形成を推進することとしており、リサイクルに加えてリユース・リデュースの 3Rを促進することで資源効率性の向上と低炭素化の同時達成を図ることとされていますが、近年においては、海洋プラスチックごみや食品廃棄物(食品ロス)などの新たな環境問題も発生しています。

ボールパーク開業後は、ごみの排出量の増加が予想されるため、ごみ処理の適正化に向けて検討する必要があります。

最終処分場の延命化と循環型社会の形成を推進するため、びん、かん、ペットボトルや容器包装ごみ、新聞雑誌類の分別収集のほか、生ごみについても分別収集し、下水処理センターで下水道汚泥、し尿等と混合しバイオガス化処理を行っていますが、適正な分別に向けた意識の向上に継続して取り組んでいく必要があります。

ごみステーションにおける不適正排出や不法投棄の抑制のため、パトロールや指導の充実に努めていく必要があります。

道央廃棄物処理組合による広域での焼却施設稼働後の効率的な収集運搬、処理体制などの整備に向けた検討を進めていく必要があります。

基 本 的 方 向

■ごみの減量化とリサイクルを推進するため、集団資源回収の促進やリサイクル意識の高揚を図り、ごみの適正処理を進めます。

■ボールパーク開業に向けて、ごみ処理に関する関係機関との協議を進めます。

■最終処分場の延命化を図るとともに、最終処分場周辺の環境整備に取り組みます。

■容器包装リサイクル法などに基づく分別収集を行うほか、新たにリサイクル可能な資源物の分別、収集方法や拠点回収の充実を図ります。

■広域による可燃ごみの焼却処理に向けて、各種実施体制を整備します。

施 策

1　ごみの減量化・リサイクルの推進

●ごみの減量化やリサイクル、食品ロス等に関する市民への情報発信を積極的に行うとともに、集団資源回収や生ごみ堆肥化容器などの利用を促進し、ごみの排出抑制を図ります。
●小中学校や自治会・町内会、老人クラブ等の様々な団体、世代を対象とした出前講座の実施を拡大するとともに、内容の充実を図ります。
●ボールパーク開業後のごみ処理の適正化を図るため、関係機関との協議を進めます。

2　ごみ処理体制の充実

●ごみの減量化や資源化の対策、生ごみのバイオガス化処理等により最終処分場の延命化を図るとともに、河川の床浚い等の処分場周辺の環境整備を継続して実施します。
●リサイクル可能な新たな資源物の分別収集と効率的な収集運搬について検討し、リサイクルの推進及び効率的な収集運搬と処理を行います。
●廃棄物パトロールの監視を強化し、不法投棄等の抑制を図ります。
●広域による焼却施設稼働に向けた可燃ごみ等の分別区分や費用負担の在り方、効率的な収集運搬、処理方法等の実施体制を整備するとともに、最終処分場の今後の在り方について検討します。

成果指標	現状値	目標値
検討中		

第８節　緑の充実

現 況 と 課 題

身近に森林や緑地があり、緑の豊かさが本市の特色となっていますが、森林整備等が行き届かず、森林の有する多面的機能が低下してきている状態にあります。森林を含めた緑の果たす役割の重要性を森林所有者や市民などに啓もうし、協働による緑の保全や整備への取組を進める必要があります。

国土の保全、水源涵(かん)養、地球の温暖化の防止などの森林が有する公益的機能を発揮させるためにも、高樹齢の人工林の主伐や更新が必要な状況であることから、森林経営計画に基づいた整備を実施する必要があります。

森林環境譲与税の創設に伴い、森林所有者への制度の周知や所有者の探索、森林経営管理に関する意向調査等を進めていき、適正な森林整備を図る必要があります。

輪厚川の河川敷は、市民と行政が共に管理することにより、川に親しむ空間として定着しています。小さな子どもでも安心して川遊びができるような憩いの場として、親水空間の機能が損なわれないよう保全していく必要があります。

東の里遊水地利活用計画の実現に向けた施設整備を推進する必要があります。

公園等里親制度により、公園の清掃・草刈・冬囲い等の維持管理業務を地域住民の手で実施していますが、今後の更なる人口減少や高齢化が進むにつれて、担い手不足が見込まれることから、公園の最適な維持管理方法等について検討していく必要があります。また、公園の整備については、地域コミュニティやにぎわい創出の場としての先進的な取組事例等を調査研究し、効果的な手法等を検討していく必要があります。

基 本 的 方 向

■緑のまちづくり条例やまちづくり指針に基づき、開発事業者に対し指導を行いながら、緑と調和したまちづくりを進めます。

■自然や緑を大切にする心を育むため、市民協働による緑化推進を図ります。

■森林整備計画に基づく森林経営計画に沿って市有林の整備を図ります。

■私有林所有者の理解と協力を得ながら、緑の保全と緑化の推進を図るとともに、森林環境譲与税を有効に活用し、森林整備の促進を図ります。

■市民と行政が協働して河川環境を守り、潤いのある水辺空間の保全を図ります。

■市民が安全・安心に利用できる憩いの場としての公園の整備を市民と協働で進めるとともに、民間事業者と連携した整備手法等の検討を進め、魅力ある公園づくりを推進します。

施 策

1　緑化の推進

●緑の基本計画に基づき、市民・事業者・行政が連携して緑化活動を推進します。
●緑の果たす役割の重要性を伝えるため、緑の募金活動を通じて市民への意識付けや啓発を行うとともに、花いっぱい運動等の支援を図ります。
●森林整備計画に基づく森林経営計画に沿って市有林の間伐等の整備を実施し、健全な森林の形成を図ります。
●森林環境譲与税を有効に活用し、私有林の適正な管理の促進を図ります。

2　親水空間の保全

●市民との協働により、輪厚川の河川敷地の環境保全を図ります。
●市民が川に親しむ憩いの場としての親水空間の活用を図ります。
●東の里遊水地の有効活用を図るため、東の里遊水地利活用計画に基づき、市民の交流の場として親しみやすい施設整備を進めます。

3　公園の整備

●公園の計画的な改築更新を行い、市民が安全・安心に利用できる憩いの場を提供します。
●公園の最適な維持管理を行い、市民サービスの向上を図ります。
●魅力ある公園づくりを推進するため、ＰＦＩ等の民間事業者と連携した公園の整備を検討します。

成果指標	現状値	目標値
検討中		

第１節　農業の振興

現 況 と 課 題

本市の認定農業者数は、令和元年(2019年)7月現在で55人となっており、42%が65歳以上となっています。高齢化や後継者不足等による減少が予測されることから、農地中間管理機構等を活用しながら、担い手への効率的な農地集積を進めるとともに、農業を若者にとって魅力ある産業として育成し、経営の安定と競争力の強化を図る必要があります。

優良農地として耕作されている農地及び関連施設は、持続性のある食料生産の基盤として、引き続き生産者や関係機関と共に維持保全していく必要があります。農地の耕作放棄地化を防ぐためにも、関係機関と連携した担い手の育成と農地の集約、経営体の法人化などを進めていく必要があります。

市民農園や産地直売型農業、観光農園などの地域資源を活用し、都市住民との交流の場を広げることが求められています。

エゾシカなどの有害鳥獣による農作物への被害が拡大していることから、被害対策の強化が求められています。

道央農業協同組合により、営農・生産・販売等の各種事業が多様に展開されており、今後も関係機関との連携を密にして広域的な農業振興に取り組む必要があります。

基 本 的 方 向

■担い手や後継者を育成・確保し、農業者の経営体質の強化を図ります。

■経営基盤となる優良農地の確保を図るとともに、農業関連施設機能の維持増進や農業災害の防止対策などを推進し、農業生産の安定に向けて支援します。

■観光農園や農産物の直売、市民農園などのグリーン・ツーリズムを進め、都市と農村の交流を推進します。また、都市住民の需要に即した農業生産の振興を図ります。

■観光や教育、環境、福祉など他の分野と関連させ、多方面からの農業振興を図ります。

■関係機関、団体との連携を密にして公益財団法人道央農業振興公社による広域的な農業振興の取組を進めます。

■エゾシカやアライグマなどの有害鳥獣による農作物への被害防止を図ります。

施 策

1　担い手の育成

●経営規模の拡大等に対応できるよう経営体の法人化、省力化、低コスト化などを推進します。
●公益財団法人道央農業振興公社や農業関係の教育研究機関と連携し、担い手の育成・確保を図ります。
●新規就農者の経営安定、定着化を実現するための支援を行います。
●農泊や農家レストランの経営などの起業活動、農産物直売所など販売の多角化、六次産業化による農産物の高付加価値化の取組への支援を行います。
●ＩＣＴやロボット技術などの先端技術を用いたスマート農業の導入促進を図ります。

2　農地の利用・保全

●農業者の経営基盤である優良農地や関連施設の維持保全を促進し、経営の安定化を図ります。
●農地情報システム等を活用し、効率的な農作業ができる広域的で面的な集積を推進します。
●耕作放棄地の解消に向け関係機関と協議し、農地の再生と有効利用を図ります。
●農業関連施設を健全に維持するため、関係機関と共に保全管理を行います。

3　都市住民との交流

●農業体験や農村地域の自然体験などのコンテンツを創出することにより、グリーン・ツーリズムを推進し、都市住民との交流促進を図ります。
●食農教室の実施や消費者と生産者の交流を深めるなど、地産地消の取組を推進します。

4　生産・流通の振興

●道央農業協同組合等と連携し、生産・流通や経営基盤の安定化など広域的な農業振興を図ります。
●生産組織等と連携し、生産技術の向上や経営体質の強化を図ります。
●自然環境との調和に配慮した安全・安心で品質の高い農産物を生産するクリーン農業を促進します。
●有害鳥獣のエゾシカやアライグマなどによる農作物被害を防ぐため、有害鳥獣被害対策を推進します。

成果指標	現状値	目標値
検討中		

第２節　工業の振興・企業誘致

現況と課題

市内には、工業団地を中心に約 300 社の企業が立地しており、中でも大曲地区の工業団地においては、道内主要新聞の印刷工場が集中する拠点となっています。また、平成 24 年(2012 年)に分譲を開始した北広島輪厚工業団地は、道内外の多くの企業への分譲が進み、今後も新たな工業団地の開発など発展が期待されます。

一方、企業が活動を続けていくためには、生産性の向上や新たなものづくり、技術革新への取組に加え、将来を担う人材の確保が重要であり、技術力の向上や資格の取得など、人材の育成がますます重要となっています。また、市内に立地する企業がより地域へと根ざしていくため、市民が市内企業を知る機会を増やし、就職や受注の活性化へとつなげていく必要があります。

経済は、緩やかに回復の傾向にありますが、本市の経済活動を更に活性化し、工業を振興していくためには、市内企業間の交流や連携の強化による情報の共有化などが求められており、また、企業誘致に関する優遇措置の充実や道内有数の地理的優位性を生かし、輪厚工業団地や民間企業が所有する産業用分譲地について、誘致活動や立地希望企業の紹介などの支援を引き続き実施する必要があります。

令和 5 年(2023 年)のボールパーク開業に伴い、市内全域へその効果が波及するよう市内企業や関係事業者等と連携していく必要があります。

今後、第 5 世代移動通信システム(5G)が実用化され、情報通信業界をはじめ、自動車や医療など各分野において飛躍的な技術発展が予想されます。情報通信事業等の分野は、工業団地のようなまとまった土地がなくても事業運営が可能であることや空き家の利用や子育て世代の定住促進など持続可能なまちづくりにも寄与することから、これらの分野についても誘致に向け、関係機関と連携していく必要があります。

基本的方向

■企業が実施する人材育成への支援等により、地元企業の経営基盤の強化を図ります。

■技術力の向上や市内企業間における人・物・技術の交流の促進、地域と一体となった企業活動などに対する支援を強化し、市内企業による経済活動の活性化を推進します。

■活力のある都市の発展につなげるため、札幌都市圏に位置する地理的優位性を生かした積極的な企業誘致を推進するとともに、新たな工業団地の開発の可能性について検討します。

■情報通信事業等の分野も含めた企業の誘致により、経済の活性化や雇用の場の確保を推進します。

施 策

1　工業団体や各地域工業の支援・連携

●市内企業の活性化と工業の振興を図るため、市内立地企業で構成する団体が行う地域活動等を支援します。
●市内企業の生産性向上や新たなものづくり、技術革新を支援し、経営基盤の強化を図ります。
●市内に立地する企業を市民に紹介する機会を増やし、地域に根ざした企業づくりを促進します。

2　地元企業の産業振興

●人材の育成・確保を推進し、資質・能力・技術力の向上を図るため、能力開発セミナーや高度な技術取得のための人材派遣や研修など、企業が実施する人材育成事業を支援します。

3　企業誘致の推進

●地域経済の活性化や雇用創出の場の確保など活力あるまちづくりを進めるため、市内に進出した企業に対する支援を推進します。
●札幌都市圏に位置する地理的優位性を生かし、積極的な企業誘致を推進するとともに、新たな工業団地の開発の可能性について検討します。
●民間企業所有の産業用分譲地の販売について、誘致活動で得た情報の提供や民間企業の販売手法を取り入れるなど、協働した企業誘致活動を展開します。

4　新たな産業集積の推進

●情報通信事業等の分野においても企業の誘致を図り、技術革新等の社会情勢の変化やボールパークの開業の効果が広くまちづくりに波及するよう関係企業等との連携を推進します。

成果指標	現状値	目標値
検討中		

第３節　商業の振興

現 況 と 課 題

日本経済は、実質ＧＤＰ成長率では緩やかなプラス成長が続いています。本市の事業所数は、平成 21 年(2009 年)から平成 26 年(2014 年)までにかけて約 180 事業所の増加となっており、ボールパーク建設の決定後、特に東部地区における起業や新規事業展開等による増加傾向が見受けられ、また、商工会の会員増加の動きも見られます。

本市の商業販売額は、大曲地区の大型店舗の集積の影響もあり、平成 19 年(2007 年)の 1,366 億円から平成 28 年(2016 年)の 2,184 億円で約 1.6 倍に増加しており、購買力流入出比率は平成 26 年(2014 年)から 1 倍を超え流入傾向に転じています。

平成 30 年(2018 年)市民意識調査において、住みにくい理由として「買物や娯楽の場所が少ない」が 2 番目に多く、平成 20 年(2008 年)調査より 6.3 ポイント増加しています。また、大曲地区以外の 4 地区においては、「満足度が低く、重要度が高いもの」として、「日常の買い物環境の充実」「品揃えの豊富な小売店の充実」が挙げられていることなどから、事業所数、商業販売額の増加、購買力流入の好傾向に対し、市民の「買い物環境」への満足度は、低い傾向にあり、市内商業の認知度向上や地域住民による消費拡大を図る必要があります。

令和 5 年(2023 年)のボールパーク開業に伴い、市内全域へその効果が波及するよう市内事業者や関係機関等と連携していく必要があります。

基 本 的 方 向

■事業者の経営安定と基盤強化を促進します。

■商業団体や各地域が持つ特性を生かした商業振興を推進します。

■創業支援により新たな事業を創出するとともに地域への定着を促進します。

■日常における買い物環境の向上を図るとともに、市内での消費拡大に向けた取組を推進します。

■事業者の魅力創出と情報発信により、消費者とのつながりの形成を促進します。

施 策

1　商業団体や各地域商業の支援・連携

●商工会や各地域商店街を支援するとともに連携協力し、消費者ニーズに即した魅力ある商業の振興を図ります。

2　創業支援と経営安定

●創業支援により新たな事業を創出するとともに地域への定着を図ります。
●経営・金融・税務・経理・労務・IT 化・事業承継等の事業者が持つ様々な課題に対応できるよう支援し、事業者の経営安定と基盤強化を図ります。

3　買い物環境の維持確保

●食料品等の日常における買い物環境の向上を推進するとともに、市民の市内消費の促進と消費拡大を図ります。

4　地域への商業情報発信とつながり形成

●事業者と消費者とのつながりを形成し、地域内での消費を促進するため、事業者の取組内容を把握し、情報の発信と魅力の創出を図ります。
●市内に立地する事業者を市民に紹介する機会を増やし、地域に根ざした事業者づくりを促進します。

成果指標	現状値	目標値
検討中		

第４節　雇用と就業環境の充実

現 況 と 課 題

国内景気の回復や少子高齢化の進展等により、全国的に有効求人倍率が上昇しています。雇用確保が企業の大きな課題となっていますが、求人企業と求職者との職種や業種のミスマッチ等が人手不足の要因の１つであることから、今後は、学生や高齢者、その他の求職者等に広く市内企業の情報発信を行い、様々な職業についての情報を提供する必要があります。

今後も少子高齢化による生産年齢人口の減少が更に進むものと予想されることから、多様な働き手が生き生きと働くことができる環境の構築が重要です。

出入国管理及び難民認定法(通称「入管法」)の改正により、平成 31 年(2019 年)4 月以降、新たな外国人在留資格が認められました。今後、市内における外国人労働者の増加が見込まれることから、外国人の就労状況等の把握に努めるとともに、就業環境の整備等に関する支援について、検討する必要があります。

道内における新規学卒者の離職率が全国平均と比べて高いことから、その理由について分析するとともに、職場定着への支援を検討していく必要があります。

基 本 的 方 向

■市内企業と求職者をつなぐ取組を推進します。

■多様な働き手の就業機会の確保・拡大や求職者への求人情報の提供や就職相談を実施します。

■働く人たちが、安心して働くことができる環境の構築に向けた取組を推進します。

■外国人労働者の就労状況等の把握を図るとともに、就業環境の整備等に関する支援について検討します。

施 策

1　雇用機会の拡大

●学生や就職希望者等に市内企業の情報を幅広く発信し、様々な業種や職種への理解を深めるための取組を推進します。

●雇用を促進するため、関係機関との連携を図りながら職業相談や求人情報の提供を行います。

2　多様な働き手への就業支援

●シルバー人材センターの運営や受注機会確保への支援により、高齢者等の就業機会の拡大を図ります。

●女性や障がい者など働くことに不安を抱えている方や、元気な高齢者が生き生きと働くことができるよう、就職支援を推進します。

3　就業環境の充実

●若者から高齢者まで幅広い労働者が協力し合い、安心して生き生きと働くことができる環境を構築するための取組を推進します。

●若年層の離職状況を把握し、離職防止に向けた取組について検討します。

●外国人労働者の就労状況等の把握を図り、就業環境の整備等に関する支援について検討します。

成果指標	現状値	目標値
検討中		

第５節　観光の振興・シティセールスの推進

現 況 と 課 題

本市の人口は、平成 19 年度(2007 年度)の 61,199 人をピークに減少局面に入り、今後も人口減少が避けられないという状況を市民と共有しながら、人口増加に向けた取組を推進する必要があります。まちの魅力を再認識し、市民はもとより市外や道外にも本市の魅力を発信していくシティセールス、シティプロモーションの体制づくりが重要であり、総合的な取組体制が必要となっています。

本市の観光客の入込客数は、平成 30 年度(2018 年度)で約 128 万人となっており、増加傾向にあります。大型商業施設等には、年間 1,000 万人以上が来訪しています。令和 5 年(2023 年)には、ボールパークの開業が予定されていることから、今後、国内外の観光客の更なる増加が予想され、訪日外国人旅行者にも対応した受入環境を整備する必要があります。

年間約 40 万人が訪れているゴルフ場、サイクリングロード(エルフィンロード)、国史跡旧島松駅逓所などの既存の地域資源、グリーン・ツーリズムや農泊の取組のほか、ボールパークなどの新たな資源を活用した特色あるツーリズムなどの推進について、施策を検討する必要があります。

基 本 的 方 向

■北広島市の地域特性を生かした都市型観光を推進するとともに、市民、来訪者に多様な楽しみを提供していくために、イベントや観光関連施設の近隣自治体等との連携を進めます。

■ボールパークがもたらす価値や魅力を生かし、国際的に質が高く、市民が誇れる新たな地域ブランドを創造します。

■地域資源を生かした魅力ある観光地域づくりとともに魅力ある人づくりを進め、観光客の多様化・高度化するニーズへの対応を図ります。

■訪日外国人旅行者にも対応した受入環境の整備・改善を図ります。

■地域資源、まちの魅力を市内外に発信するシティセールスを推進します。

施 策

1　観光資源や地域人材の発掘・活用

●地域にある観光資源の発掘と活用を図るとともに、観光ガイド等ができる地域人材の発掘と育成を推進します。
●交流人口の増加につながるイベントなどの誘致活動等を推進します。
●観光地域づくりを推進するため、観光協会を支援します。

2　観光客の受入環境の整備

●観光客が安心して快適に滞在、交流、体験を楽しめるように環境の整備を図ります。
●訪日外国人旅行者と市民の交流から多様な観光活動の創出を促進するため、国際化に向けた市民の意識の醸成を図ります。

3　観光コンテンツの創造とプロモーションの推進

●ボールパークやサイクリングロード等、エコミュージアム構想にある地域資源を活用した各種ツーリズム等を推進し、健康や教育分野など、本市の特徴となる観光振興を展開します。
●観光マーケティングにより、多様な来訪ニーズに対応した観光施策を推進します。
●近隣市町村や関係機関と広域的に連携した観光コンテンツを創造し、効果的なプロモーションを展開します。
●効果的なプロモーションツールにより、観光コンテンツの積極的な周知を図ります。

4　シティセールスの推進

●住みよいまち・訪れたいまち・選ばれるまちをめざし、全国に向けたシティセールスを推進します。
●本市が持つ地域資源や特徴、ボールパークがもたらす価値や魅力などを生かしたまちのＰＲを推進します。

成果指標	現状値	目標値
検討中		

第６節　交流・多文化共生の推進

現 況 と 課 題

令和５年(2023 年)に開業予定のボールパークに対する市内外からの注目度は高く、ボールパーク等を通した交流をきっかけとして、本市と関わりを持つ「関係人口」、来市される「交流人口」、居住する「定住人口」の全ての拡大に向けた好機であることから、各種取組を様々な関係団体と連携して推進する必要があります。

姉妹都市である広島県東広島市とは、祭りやイベント時の相互訪問や子ども大使として小・中学生を相互に派遣するなど、様々な交流を行っています。このような交流を土台にしながら、更なる友好親善を深めるためにも市民レベルでの交流に広げていく必要があります。

市民による国際交流団体の活動やホームステイの受入れなどが行われており、市民生活の場における国際化が着実に進行しています。国際化が進展する中で、地域や個人レベルでの国際理解と国際交流を更に促進していく必要があります。

国では、外国人労働者の受入れ拡大を推進していることから、本市に暮らす外国人も増加が見込まれます。今後は、多文化共生社会の実現に向けて、教育、福祉、雇用分野など様々な行政サービスの提供方法等について、検討する必要があります。

基 本 的 方 向

■市内外との交流の入口を増やし、関係人口の創出・拡大を図ります。
■教育・文化・スポーツ、経済など多方面にわたる姉妹都市との交流を推進します。
■国際感覚豊かな人材を育成するため、国際理解と国際交流を促進します。
■外国人住民の生活実態等の状況把握を進め、多文化共生の推進を図ります。

施 策

1　関係人口の創出・拡大

●ふるさと納税やボールパーク等をきっかけとした本市を応援してもらえるような取組を推進することにより、関係人口の創出・拡大を図ります。

●本市とゆかりのある市外在住者に対しても、東京北広島会等を通して、本市の地域活性化や地域課題の解決に関し、継続的に本市と関わる機会の充実を図ります。

2　姉妹都市交流事業の推進

●姉妹都市交流を通じて、相互理解と連携意識が浸透していくよう、市民レベルでの交流を促進します。

●東広島市と本市の祭りやイベントに相互訪問することで、行政機関の交流や地域の特性を生かした教育文化、スポーツ、経済など幅広い交流を推進し、ふるさと意識の醸成を図ります。

3　国際交流の推進

●国際感覚豊かな人材を育成するため、国際交流協議会との連携により国際交流の推進と国際理解を深める各種機会の提供を図ります。

●カナダ・サスカツーン市等との国際交流を推進します。

4　多文化共生の推進

●本市における外国人住民の生活実態等の把握を進めるとともに、住居、福祉、衛生、労働、教育などに関する支援について検討します。

成果指標	現状値	目標値
検討中		

第１節　市民参加・協働の推進

現 況 と 課 題

市民ニーズが多様化し、少子高齢化が進展する中、個性豊かで活力のある地域社会を形成するため、必要な情報を市民と行政が共有するとともに、伝統、文化、個性などの地域資源を活かしたまちづくりを推進することが求められています。

本市では、平成 21 年(2009 年)に市民参加条例を制定し、市民参加の推進に向けた取組を行ってきましたが、社会状況の変化に対応した新たな市民参加手法、市民への効果的な情報提供の手段などについて検討する必要があります。

地域課題や市民ニーズが多様化する中、きめ細かなサービスの提供には、市内で活動する公益活動団体と共に事業に取り組む市民協働の推進が重要です。

市民協働の推進に向けては、市内で活動する公益活動団体の育成や活動に対しての支援方法について検討する必要があります。

自治会・町内会のほか、地区防犯協会なども含めた地域コミュニティ団体は、地域に共通する様々な課題を皆で協力しながら、快適なまちづくりをめざして自主的に活動していますが、未加入者の増加や高齢化の進行などにより、団体構成員の減少や役員等の担い手不足などの課題が生じていることから、持続可能な組織運営や活動の活性化に向けた支援を講じていく必要があります。

身近な地域コミュニティの活動拠点として利用されている地区センターや住民集会所では、施設の老朽化が進んでいますが、今後、更なる人口の減少が見込まれていることから、再編や長寿命化等について検討していく必要があります。

基 本 的 方 向

■市民の意向が市政に反映される市民自治によるまちづくりを推進します。

■公益活動団体の自立性・自主性を尊重しつつ、公益活動の推進に向けた支援を行います。

■市民が主体となった公益活動団体(ＮＰＯ、公益法人など)との協働を推進します。

■にぎわいや活力のあるまちをめざして、自治会・町内会等の活動を支援するとともに、地域住民の活動拠点となる地区センターや住民集会所の環境整備を進め、地域コミュニティの醸成を図ります。

施 策

1　市民参加の推進

●市民参加に対する市民の理解と関心を高めるための啓発活動を推進します。
●市民参加推進会議での審議内容等を踏まえ、効果的な市民参加のタイミングや手法、情報提供の手段などについて検討し、市民が積極的に市政に参加できる機会の創出を図ります。

2　協働の推進

●公益活動団体の専門性などを生かした協働事業の提案を募集し、行政だけで対応することが困難な取組を協働して行うことで、市民ニーズに対応したきめ細かな公共サービスの提供を図ります。
●公益活動団体が自主的に行う公益的な活動に対して補助金を交付するなど、地域資源を活かした地域の特色あるまちづくり活動に対し支援を行うことにより、公益活動の活性化を図り、団体の自立的な発展を促進します。
●ＮＰＯ法人の設立に向けた認証手続等について支援を行うなど、公益活動団体の育成や持続可能な運営に対する支援方法の検討を進めます。

3　地域コミュニティの推進

●地域コミュニティの醸成を図るため、自治会・町内会等の維持に向けた加入促進やガイドブック等の活動ツールの充実、運営費の一部助成など、持続可能な団体運営や活動の活性化に向けた支援を推進します。
●地区センター及び住民集会所は、身近な地域コミュニティ活動の拠点として利用しやすい施設となるよう、備品も含めて施設の更新、再編や長寿命化を計画的に推進します。
●西の里地区における公共施設について、児童館・出張所機能等を有した複合施設への建て替えに関し、既存施設との機能分担も含めて検討します。

成果指標	現状値	目標値
検討中		

第２節　産学官連携の推進

現 況 と 課 題

行政ニーズが多様化・広域化する中、様々な分野において、国、北海道、他市町村等との交流や連携を図るほか、共通した行政課題への対応に向け、連携中枢都市圏や道央廃棄物処理組合などと連携した取組を進めることや、官民データ活用推進基本法を踏まえたオープンデータの公開やビッグデータの活用を含め、民間事業者等のノウハウを活用した取組などを推進する必要があります。

新たな北海道のシンボルとなるボールパークを通じ、道内各地の活性化を実現するため、近隣市町村、関係機関、民間事業者等との連携に取り組んでいます。これらの連携を生かし、観光やスポーツ振興など北海道の魅力向上につながる取組を推進する必要があります。

大学等との連携を深めることは、人材の育成・確保、大学生等の本市への愛着の醸成、地域の活性化や課題解決、大学等が有する知識や発想のまちづくりへの反映など、市民サービスの向上につながることが期待されます。

本市では、これまで、大学等の有する英知や人材をまちづくりに生かすため、星槎道都大学や北海学園大学との連携協定の締結、各種附属機関や委員会への教職員等の参画など各大学等との連携を深めてきました。今後も引き続き大学等との連携を深めながら、地域イベントの企画運営や多様な地域活動への大学生等の参加を促し、市民との交流を深めるとともに、地域の活性化に寄与する連携を進めていく必要があります。

基 本 的 方 向

■経済、観光、防災、環境、福祉などの各種分野において、広域的な連携を図り、共通する行政課題等に効率的に取り組むとともに、広域的な成長・発展を推進します。

■市民サービスの向上等を図るため、民間事業者等と連携し、民間活力を生かしたまちづくりや行政運営を推進します。

■大学等の持つ人材や英知を生涯学習やまちづくりに生かし、地域の活性化を図るため、大学等との連携・協力を進めます。

施 策

1　広域連携・官民連携の推進

●国、北海道、他市町村等との人的交流、連携を進めるほか、各自治体が抱える共通の課題に対応するため、連携中枢都市圏やオール北海道ボールパーク連携協議会などの広域連携を図り、各自治体や各地域、団体、企業等の特色や強み、資源等を生かし、広域的に成長・発展していく取組を推進します。

●市民サービスの向上や行政運営の効率化などを図るため、先端技術等のノウハウを有する民間事業者等との連携を進めます。

●官民データ活用推進基本法の理念に則り、オープンデータの公開を推進します。

2　大学等との連携

●大学等が有する専門知識や先端技術、大学生等の若さ溢れる自由な発想や積極性を生かしたまちづくりを推進するため、大学等との連携・協力を進めます。

●包括連携協定を締結する星槎道都大学や北海学園大学による市民への生涯学習機会の提供や学生と地域住民との交流などを通して、地域社会の発展や人材の育成など相互の資源を活用した連携を進めます。

成果指標	現状値	目標値
検討中		

第３節　行財政運営の推進

現 況 と 課 題

令和元年(2019 年)6 月 21 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2019～『令和』新時代：『Ｓｏｃｉｅｔｙ5.0』への挑戦～」(骨太の方針 2019)では、令和 7 年度(2025 年度)の国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化をめざすこととしています。この中で、業務改革の成果を地方財政計画に反映するなどといった地方行財政改革が示されており、社会経済情勢の急速な変化と相まって、地方財政を取り巻く環境は依然として不透明な状況にあります。

本市においては、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係費が増加傾向にあることや、過去に整備した公共施設やインフラ施設の修繕・更新への対応が求められるなど、厳しい財政状況が想定されています。

市の業務に関しては、一層の効率化や高度化が求められており、ＡＩ(人工知能)やＲＰＡ(ソフトウェアロボットによる作業の自動化)などの先進的な技術の活用や国･地方公共団体間のネットワークを活用し、行政手続の電子化などによる市民サービスの向上と行政運営の効率化などに取り組むことも重要となっています。

市民と行政がパートナーシップによるまちづくりを進める上で、広報紙やホームページをはじめとした各種情報手段の充実を図り、市民と情報共有できる体制づくりが求められています。また、市民と行政との共通理解を深め、協働によるまちづくりを進めるため、多様な市民要望を的確に把握することが重要となっています。

複雑化する行政課題などに対応するためには、簡素で効率的な行政組織の整備を進めるとともに、政策形成能力や法務能力などを備えた職員を育成するなど、職員研修の充実を図り、職員の資質や能力の向上に努めていく必要があります。

基 本 的 方 向

■効率的で効果的な行財政運営を推進し、市民サービスの向上を図ります。

■多様な媒体を利用し、市民との情報共有を進めるとともに、市民と行政との共通理解を深めた協働によるまちづくりを進めるための広聴活動を推進します。

■高度な情報技術を活用した行政サービスにより、市民の利便性向上を図ります。

■自主財源の確保を図りながら、限られた財源の効果的・効率的な配分により、市民ニーズや時代の要請にあった行政サービスを安定的・持続的に提供することができる財政運営を行います。

■人口減少や高齢化社会を見据えた公共施設の適正配置等を進めます。

■行政組織の見直し、職員数の適正化、行政課題に的確に対応できる職員の育成などを推進し、より効果的・効率的な行財政運営に取り組みます。

施 策

1　行政サービスの充実

●市民ニーズや時代の要請に対応した行政サービスの提供に努め、市民満足度の向上を図ります。
●広報紙やパンフレット、ホームページ、ＳＮＳ、コミュニティＦＭなど、多様な情報手段を使いながら市民に分かりやすく、タイムリーで効果的な情報発信を図ります。
●市民ニーズを的確に把握し、市民と行政との共通理解を深めた協働によるまちづくりを推進するため、各種広聴活動の充実を図ります。

2　効果的・効率的な行財政運営

●ＰＤＣＡサイクルに基づく効率的で効果的な行財政運営を進めます。
●事務の電子化・自動化を推進し、一層の効率化・高度化を図ります。
●市民の利便性向上とセキュリティの維持・向上を両立するため、ＬＧＷＡＮ等のネットワークやマイナンバー制度の基盤を活用した情報処理や連携等を推進します。

3　健全な財政運営

●限られた財源を効果的に配分するとともに、財政運営指針を踏まえた予算編成を行います。
●使用料・手数料の見直し等により、適正な受益者負担に努めるとともに、ふるさと納税に加えてクラウドファンディングや目的に応じた新たな財源等の自主財源の確保のための検討を進めます。
●分かりやすい財政状況の公表に努め、市民の理解に基づいた財政運営を推進します。
●市税等の収納率向上を図るため、市全体の債権の一元管理に継続して取り組みます。

4　公共施設の最適化

●公共施設の老朽化等に伴う整備については、施設の長寿命化を図るとともに、今後の需要を見据えた適正配置を進めます。
●民間事業者のノウハウや資金を活用した取組(サウンディング調査、ＰＰＰ・ＰＦＩ等)を検討し、公共施設の適切な管理運営等を図ります。

5　組織・職員の活性化

●市民ニーズや地域課題などに適切に対応しながら、事務事業の見直しや簡素で効率的な行政組織の整備等を積極的に進め、適正な職員配置に取り組みます。
●人材育成基本方針に基づき、職員研修を計画的、効果的に実施し、職員の能力向上や意識改革を図ります。

成果指標	現状値	目標値
検討中		

分野別計画　施策体系図(詳細)

第1章　ともに歩み笑顔が輝くまち

1　子育て支援の充実
- 1　子育て支援･子育て環境の充実
- 2　幼児教育･保育、学童クラブの「量」の確保と「質」の向上
- 3　子どもの権利擁護の推進
- 4　子どもの貧困対策の推進
- 5　ひとり親家庭への支援
- 6　発達が気になる段階からの支援

2　高齢者福祉･介護の充実
- 1　社会参加の促進
- 2　介護予防と自立の支援
- 3　介護サービスの充実
- 4　地域生活支援の充実

3　障がい福祉の充実
- 1　地域生活支援体制の充実
- 2　社会参加の促進

4　地域福祉の充実
- 1　地域福祉推進体制の充実
- 2　生活困窮者への支援体制の充実
- 3　医療援護の推進

5　健康づくり･地域医療の充実
- 1　健康づくりの支援
- 2　医療体制の確保
- 3　国民健康保険事業の適正な運営

第2章　学び合い心を育むまち

1　学校教育活動の充実
- 1　義務教育9年間の学びを支える教育活動の展開
- 2　豊かな心を育む教育の充実
- 3　確かな学力を育てる教育の充実
- 4　健やかな体を育てる教育の充実
- 5　特別支援教育の充実
- 6　社会の変化や課題に対応した教育の推進

2　学校教育環境の整備
- 1　地域とともにある学校づくりの推進
- 2　教育環境の整備
- 3　学校ICT環境の整備

3　安心して学べる体制の充実
- 1　幼児教育･家庭の教育力向上への支援の充実
- 2　教育相談体制の充実
- 3　地域が支える健全育成活動の充実

4　社会教育の充実
- 1　人を育む社会教育の充実
- 2　学び合う生涯学習機会の充実
- 3　学びと活動･活躍の循環

5　スポーツの振興
- 1　健康で生きがいのあるスポーツ活動の推進
- 2　競技スポーツへの支援
- 3　スポーツライフの充実と環境整備

6　芸術文化の振興
- 1　だれもが参加できる地域文化の振興
- 2　創造と交流を生む芸術文化活動の展開

7　歴史の継承と創造
- 1　エコミュージアム構想の推進
- 2　文化財の保存と活用
- 3　新たな歴史の保存と活用

8　読書活動の充実
- 1　図書館サービスの充実
- 2　地域まるごと読書活動支援の充実

第3章　だれもが安全に暮らせるまち

1　防災対策･災害復興の推進
- 1　復興まちづくりの推進
- 2　防災対策の推進
- 3　自主防災組織の充実
- 4　治山･治水の推進

2　消防･救急体制の充実
- 1　消防体制の充実
- 2　火災予防の推進
- 3　救急救命体制の充実

3　交通安全･防犯対策･消費者保護の推進
- 1　交通安全の推進
- 2　防犯対策の推進
- 3　消費者保護の推進

4　平和･人権尊重社会･男女共同参画の推進
- 1　恒久平和の希求と継承
- 2　人権意識の啓発
- 3　男女共同参画の推進

第4章　住みよい環境にかこまれたまち

1　都市機能の整備
- 1　都市機能の整備の推進

2　居住環境の充実
- 1　公営住宅等の整備促進
- 2　住み替え支援・空き家対策

3　公共交通の充実
- 1　持続可能な公共交通網の構築

4　道路環境の充実
- 1　市内幹線道路・生活道路等の整備
- 2　ボールパークに関する道路網の整備
- 3　自転車道の整備
- 4　雪対策の推進

5　水の供給・下水処理の充実
- 1　安全・安心な水の供給
- 2　安定した下水処理
- 3　施設の強靭化・計画的更新
- 4　経営基盤の強化

6　環境保全の推進
- 1　温暖化対策の推進
- 2　公害対策の推進
- 3　自然環境の保全・環境保全意識の向上
- 4　公衆衛生の向上

7　ごみ対策の推進
- 1　ごみの減量化・リサイクルの推進
- 2　ごみ処理体制の充実

8　緑の充実
- 1　緑化の推進
- 2　親水空間の保全
- 3　公園の整備

第5章　活力みなぎる産業と交流のまち

1　農業の振興
- 1　担い手の育成
- 2　農地の利用・保全
- 3　都市住民との交流
- 4　生産・流通の振興

2　工業の振興・企業誘致
- 1　工業団体や各地域工業の支援・連携
- 2　地元企業の産業振興
- 3　企業誘致の推進
- 4　新たな産業集積の推進

3　商業の振興
- 1　商業団体や各地域商業支援・連携
- 2　創業支援と経営安定
- 3　買い物環境の維持確保
- 4　地域への商業情報発信とつながり形成

4　雇用と就業環境の充実
- 1　雇用機会の拡大
- 2　多様な働き手への就業支援
- 3　就業環境の充実

5　観光の振興・シティセールスの推進
- 1　観光資源や地域人材の発掘・活用
- 2　観光客の受入環境の整備
- 3　観光コンテンツの創造と プロモーションの推進
- 4　シティセールスの推進

6　交流・多文化共生の推進
- 1　関係人口の創出・拡大
- 2　姉妹都市交流事業の推進
- 3　国際交流の推進
- 4　多文化共生の推進

第6章　つながり成長するまち

1　市民参加・協働の推進
- 1　市民参加の推進
- 2　協働の推進
- 3　地域コミュニティの推進

2　産学官連携の推進
- 1　広域連携・官民連携の推進
- 2　大学等との連携

3　行財政運営の推進
- 1　行政サービスの充実
- 2　効果的・効率的な行財政運営
- 3　健全な財政運営
- 4　公共施設の最適化
- 5　組織・職員の活性化